公正取引委員会の最近の活動状況

令和８年１０月

公正取引委員会事務総局
https://www.jftc.go.jp/

目　次

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

１　公正取引委員会の概要等

公正取引委員会の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
競争政策のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
イノベーションの促進に向けた競争政策の積極的展開
～変化の時代における公正取引委員会の役割～・・・・・・・・・・３

２　厳正な法執行

独占禁止法の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
独占禁止法違反被疑事件の処理状況・・・・・・・・・・・・・・・・７
独占禁止法違反被疑事件の事例・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
課徴金減免申請の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
刑事告発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
入札談合等関与行為防止法関係・・・・・・・・・・・・・・・・・１５

３　取引適正化による公正な取引環境の確保

優越的地位の濫用への対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
取適法の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
取適法の運用状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
取適法の主な勧告案件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
取適法の執行連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２
取引の適正化及び企業間取引の公正化への取組・・・・・・・・・２３
労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針・・・・・・・２４
令和８年度価格転嫁円滑化・支払の適正化に関する調査・・・・２５
企業取引研究会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６
物流特殊指定、支払告示、優越ガイドラインについて・・・・・２７
知財取引指針について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８
フリーランス・事業者間取引適正化等法の目的・概要・・・・・２９
フリーランス・事業者間取引適正化等法第２章の運用状況等・・３０
フリーランス・事業者間取引適正化等法の主な勧告案件・・・・３１
業界団体への要請等を実施した事例・・・・・・・・・・・・・・３２
実演家等と芸能事務所、放送事業者等及びレコード会社との
取引の適正化に関する指針・・・・・・・・・・・・・・・・・・３３
映画・アニメの制作現場における取引の適正化に関する指針・・３５
不当廉売への対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３７

４　対話を通じた市場環境の整備

様々な分野に関する実態調査等・・・・・・・・・・・・・・・・３８
公正取引委員会におけるデジタル分野の主な取組・・・・・・・３９
生成AIに関する実態調査報告書ver.2.0・・・・・・・・・・・・４０
スマホソフトウェア競争促進法の概要・・・・・・・・・・・・・４１
スマホソフトウェア競争促進法の規制内容及び運用・・・・・・４２
スマホソフトウェア競争促進法の全面施行後の状況・・・・・・４３
公正取引委員会への相談について・・・・・・・・・・・・・・・４４
流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針の改正・・・・・・４５
経済安全保障と独占禁止法に関する事例集・・・・・・・・・・４６
官製談合防止に向けた発注機関の取組に関する実態調査報告書・・４７
企業結合審査の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４８
企業結合審査の事例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５１
国際協力の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５４

５　競争政策の運営基盤の強化

公正取引委員会の体制の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・５５
競争政策研究センターの概要・・・・・・・・・・・・・・・・・５６
広報・広聴・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５７

６　景品表示法に関する取組・・・・・・・・・・・・・・・・・５９

○　相談・届出・申告の窓口・・・・・・・・・・・・・・・・・・６０

公正取引委員会の概要

自由な経済社会において、市場の機能を十分に発揮させていくためには、常に公正かつ自由な競争のルールが守られるよう、これを監視していく必要がある。

このために、独占禁止法を運用する行政機関として公正取引委員会（委員長と４人の委員から成る合議制の機関）が設置されている。

公正取引委員会は、内閣総理大臣の所轄に属し、行政組織法制上、内閣府の外局として設置されているが、行政委員会としてほかから指揮監督を受けることなく、独立して職権を行使することに特色がある。

公正取引委員会の下には、委員会の事務を処理するために事務総局が置かれており、令和８年度末の事務総局職員の定員数は、９９５人となっている。

公正取引委員会の組織図

- **公正取引委員会**　委員長 委員（４人）
 - **事務総局**　事務総長
 - **官　房**……総合調整、意見聴取事務、海外当局との協力
 - **経済取引局**……独占禁止政策の企画、経済実態の調査、企業結合の審査、スマホソフトウェア競争促進法の運用
 - **取引部**……不公正な取引方法の指定等、取適法の運用、フリーランス・事業者間取引適正化等法の運用
 - **審査局**……独占禁止法違反被疑事件の処理、行政訴訟の事務
 - **犯則審査部**……犯則事件の調査
 - **地方事務所等**……北海道事務所
 東北事務所
 中部事務所
 近畿中国四国事務所
 中国支所
 四国支所
 九州事務所
 （沖縄総合事務局総務部公正取引課）



矢尾委員　吉田委員　茶谷委員長　泉水委員　若林委員

競争政策のポイント

Ⅰ 厳正な法執行

- 悪質な競争制限行為である価格カルテル・入札談合等への厳正な対処
- 社会的ニーズに対応した多様な事件（規制改革・デジタル分野等における妨害行為等）への積極的な対処
- 変化の速いデジタル分野における事案について、機動的な対処

Ⅱ 取引適正化による公正な取引環境の確保

- 独占禁止法（優越的地位の濫用等）、取適法、フリーランス・事業者間取引適正化等法に違反する行為への厳正かつ機動的な対処
- 適切な価格転嫁の実現に向けた取引適正化のための取組の推進
- 広報や相談対応等による違反行為の未然防止及び公正な取引環境の確保

Ⅲ 対話を通じた市場環境の整備

- 社会経済情勢等を踏まえ、公正かつ自由な競争の一層の促進が求められる分野（規制改革・デジタル分野等）についての調査・提言
- スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進のための取組の推進
- ガイドライン等の整備や事業者等からの事前相談への対応、講習会の開催による事業者等による違反行為の自主的な予防の推進
- 経済実態を的確に踏まえた企業結合審査の実効的な運用
- 国際会議における積極的な貢献、意見交換や技術支援等を通じた二国間関係等の強化、情報発信の拡充

Ⅳ 競争政策の運営基盤の強化

- 法執行及び競争政策運営を支える人材の量的・質的充実
- 競争政策研究センター及び外部専門家の積極的活用を通じた専門的知識・分析能力の向上
- 公正取引委員会から発信する情報の拡充、国民各層とのコミュニケーションの充実

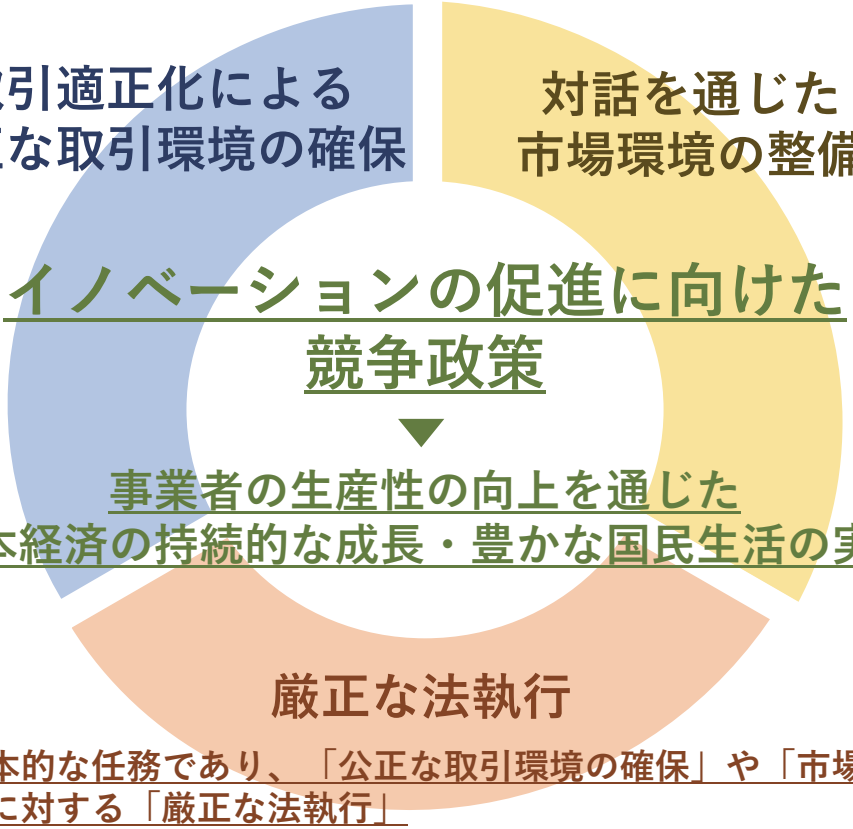
イノベーションの促進に向けた競争政策の積極的展開
～　変化の時代における公正取引委員会の役割　～

- 我が国経済は、デジタル化・気候変動問題への対応等複合的な変化の波による大きな転換点にあり、人口減少・原材料費の高騰等の様々な課題に直面。こうした状況にあっても、我が国が持続的な経済成長を実現し、国際経済における競争力を発揮していくためには、生産性の向上が重要であり、イノベーションの創出が鍵。公正取引委員会は、事業者の創意工夫が最大限発揮されるような環境を整備することにより、特に**イノベーションを促進することを目指して競争政策を展開していく。**

- 公正取引委員会は、**取引適正化による「公正な取引環境の確保」、関係事業者や消費者といったステークホルダー等との対話を通じた「市場環境の整備」及び違反行為に対する「厳正な法執行」の三つを柱として、各種施策を着実に実施。**これにより、イノベーションを促進し、事業者の生産性の向上に資することで、持続的に成長する強い日本経済、ひいては豊かな国民生活の実現に貢献。

- あまねく全国において商品、サービスの付加価値の創造を促していくための、「公正な取引環境の確保」

【施策例】取適法等の面的な執行、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁の定着の推進、フリーランス・事業者間取引適正化等法の執行



- デジタル社会の進展、グリーン社会の実現、経済安全保障等、経済社会環境の急速な変化に的確に対応するための、ステークホルダー等との対話を通じた「市場環境の整備」

【施策例】スマホソフトウェア競争促進法・企業結合審査の運用、実態調査の実施、ガイドライン・事例集等の策定・改定、事業者からの相談対応

- 公正取引委員会の基本的な任務であり、「公正な取引環境の確保」や「市場環境の整備」を根底から支える、違反行為に対する「厳正な法執行」

【施策例】中小企業等に不当に不利益を与える優越的地位の濫用等、新規参入妨害や競争者の不当な排除、国民生活に密接に関連する商品等の不当な値上げ（価格カルテル等）に対する厳正な法執行

独占禁止法の概要①（主な禁止行為）

自由経済社会の下、事業活動を行う上で事業者等が守るべき基本ルールを定めた法律が独占禁止法である。

独占禁止法は、公正かつ自由な競争を促進するために、自由な競争を妨げたり、不公正な競争手段を用いて競争したりすることを禁止している。主な禁止行為としては次のものがある。

1「私的独占」（第２条第５項、第３条前段）

有力な企業が、株式の所有や役員の派遣などによって競争事業者を統制下に置いたり（支配）、取引先への圧力などにより競争事業者を市場から追い出し又は新規参入を妨害したりする（排除）こと。

2「不当な取引制限」（第２条第６項、第３条後段）

同業者や業界団体で、価格や生産数量などを取り決め、お互いに市場で競争を行わないようにすること。価格カルテルや入札談合などがこれに該当する。

3「競争を実質的に制限することとなる企業結合」（第４章）

市場における競争を実質的に制限することとなる企業結合（株式保有・役員兼任・合併・分割・共同株式移転・事業譲受け等）を行うこと。

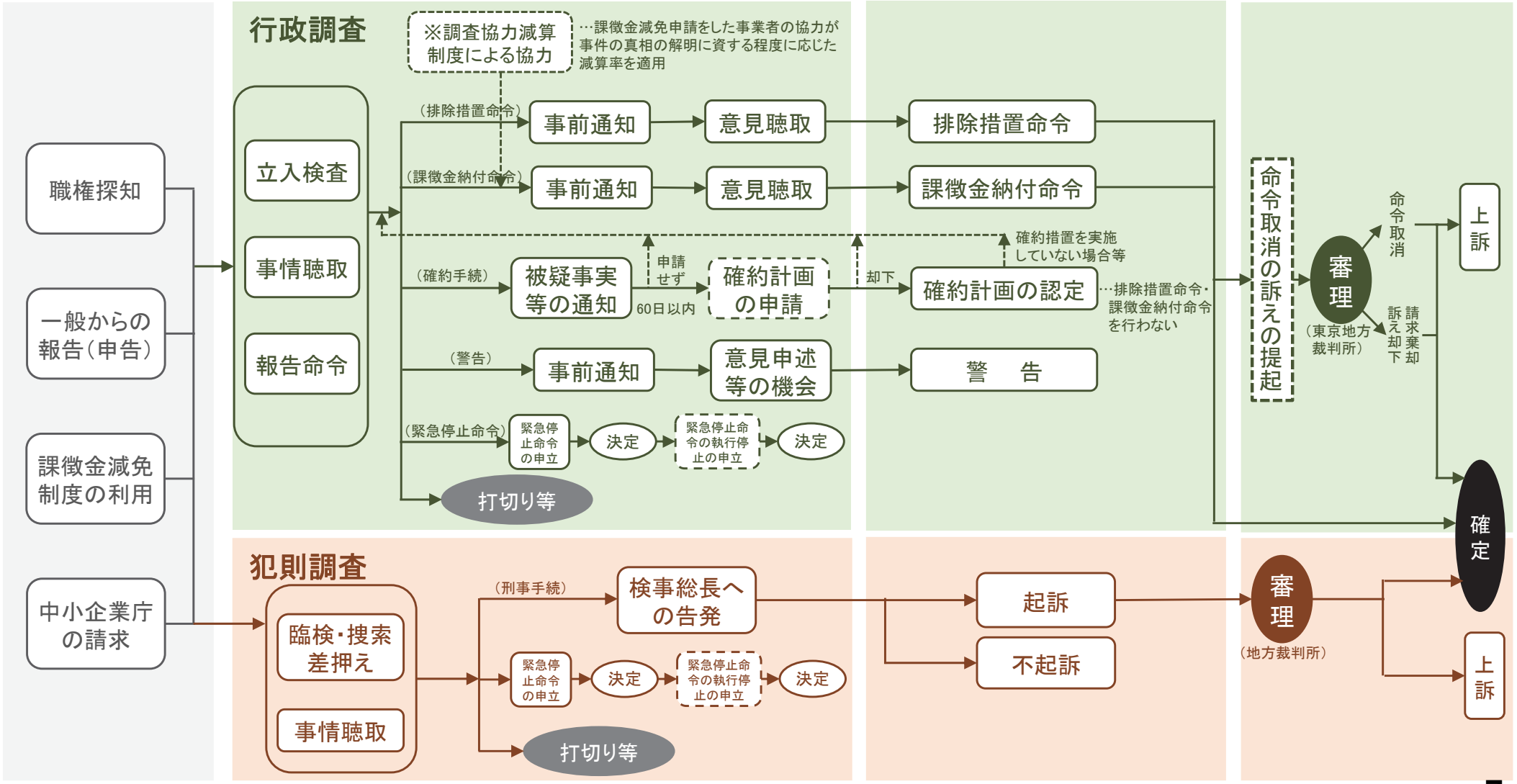
4「不公正な取引方法」（第２条第９項第１号～第６号、第１９条）

例えば、以下のような公正な競争を阻害するおそれのある行為を禁止している。

- 共同の取引拒絶
 …正当な理由がないのに、同業他社と共同して、特定の事業者と取引しないようにすること。
- 差別対価
 …不当に、地域又は相手方により差別的な対価をもって商品を供給し、又は供給を受けること。
- 不当廉売
 …正当な理由がないのに、供給に必要な経費を大幅に下回る価格で継続して販売するなどして、競争事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあること。
- 再販売価格の拘束
 …正当な理由がないのに、取引先事業者に対して、転売する価格を指示し、遵守させること。
- 優越的地位の濫用
 …取引上の地位を利用して、取引の相手方に対し、不当に、不利益を与えること。
- 抱き合わせ販売
 …相手方に対し、不当に、商品の供給に併せて他の商品を自己又は自己の指定する事業者から購入させること。
- 排他条件付取引
 …不当に、競争事業者と取引しないことを条件として取引し、競争事業者の取引の機会を減少させるおそれがあること。
- 拘束条件付取引
 …販売形態・販売地域などについて不当に拘束する条件を付けて取引すること。
- 競争者に対する取引妨害
 …自己又は自己が株主若しくは役員である会社と国内において競争関係にある他の事業者とその取引の相手方との取引について、契約の成立の阻止、契約の不履行の誘引その他いかなる方法をもってするかを問わず、その取引を不当に妨害すること。

独占禁止法の概要②（事件調査の内容）

端　緒	調　査　等	処　分　等	訴　訟
職権探知、一般の方からの報告（申告）、課徴金減免制度の利用などによって得た情報を手掛かりとして調査を開始	・行政調査では、罰則により間接的に履行を担保する間接強制権限により、立入検査、提出命令、留置、出頭命令及び審尋、報告命令等の処分を行うほか、任意の協力により、供述聴取、報告依頼等を行う ・犯則調査では、関係者からの事情聴取、所持品検査等のほか、裁判官が発する許可状を得て直接強制の方法により、臨検・捜索、物件の差押え	・行政調査では、排除措置命令、課徴金納付命令又は確約計画の認定の法的措置、警告等の行政指導などの処分等を実施 ・犯則調査では、検事総長への告発を経て、検察庁において、法人、個人を起訴	・行政調査では、排除措置命令、課徴金納付命令に不服がある場合は取消訴訟を提起後、審理 ・犯則調査では、検察庁において起訴後、審理



独占禁止法の概要③（違反行為に対する措置等）

行政調査による措置

排除措置命令

違反行為を速やかに排除するよう命ずる行政処分であり、例えば、価格カルテルの場合には、価格引上げ等の決定の破棄とその周知、再発防止のための対策などを命じる。

課徴金納付命令

不当な取引制限、私的独占及び一定の不公正な取引方法が行われた場合に課徴金を納めるよう命じる行政処分であり、違反行為をした事業者は、一定の算式に従って計算された金額を課徴金として国庫に納めなければならない。違反行為ごとの課徴金算定率は次のとおり。

不当な取引制限	支配型私的独占	排除型私的独占	共同の取引拒絶、差別対価、不当廉売、再販売価格の拘束（注2）	優越的地位の濫用
10%（4%）	10%	6%	3%	1%

（注1）（ ）内は違反事業者及びそのグループ会社が全て中小企業の場合
（注2）公正取引委員会による調査開始日から遡り10年以内に当該違反事業者又はその完全子会社が同一の違反行為について排除措置命令又は課徴金納付命令等を受けたことがある場合

※調査協力減算制度
課徴金減免申請の順位に応じた減免率に加え、課徴金減免申請をした事業者の協力が事件の真相の解明に資する程度に応じた減算率を適用する制度。

確約手続

独占禁止法違反の疑いのある行為を排除等するため、事業者から申請された確約計画を公正取引委員会が認定し、同計画に基づく措置を実施させる行政処分である。認定した計画が実施されていないなどの場合には、認定を取り消し、確約手続を開始する前の調査を再開することとなる。

※平成30年12月に導入されて以来、令和8年9月末時点において28件の確約計画の認定を行っている。

犯則調査による措置

罰則

不当な取引制限、私的独占などの独占禁止法違反行為を行った場合、犯罪行為として拘禁刑や罰金などの刑事罰を受ける場合があり、法人に加えて、違反行為を行った法人の役員等も刑罰の対象となる。
罰金に加え、課徴金が法人に課される場合には、罰金額の2分の1に相当する金額が課徴金から控除される。

違反行為類型	個人	法人
私的独占、不当な取引制限、事業者団体の禁止行為違反	5年以下の拘禁刑・500万円以下の罰金	5億円以下の罰金
国際的協定等、事業者団体の禁止行為違反	2年以下の拘禁刑・300万円以下の罰金	300万円以下の罰金

その他

差止請求

不公正な取引方法によって著しい損害を受け、又は受けるおそれのある消費者や事業者などは、裁判所に対してその行為の差止めを請求することができる。

損害賠償請求（無過失損害賠償責任）

公正取引委員会の法的措置が確定している場合、被害者は、不当な取引制限、私的独占、不公正な取引方法などを行った事業者や事業者団体に対し、独占禁止法の規定に基づいて損害賠償を請求できる。この場合、損害賠償を請求された事業者や事業者団体は、故意・過失がなかったことを理由に責任を免れることができない。

独占禁止法違反被疑事件の処理状況①

重点的な取組

公正取引委員会は、迅速かつ実効性のある事件審査を行うとの基本方針の下、国民生活に影響の大きい価格カルテル・入札談合、中小事業者等に不当に不利益をもたらす優越的地位の濫用や不当廉売・差別対価など、社会的ニーズに的確に対応した多様な事件に厳正かつ積極的に対処することとしている。

独占禁止法違反被疑事件の処理状況

令和７年度においては、１５件の法的措置（排除措置命令１１件、確約計画の認定４件）を、延べ３０名の事業者等に対して講じている。

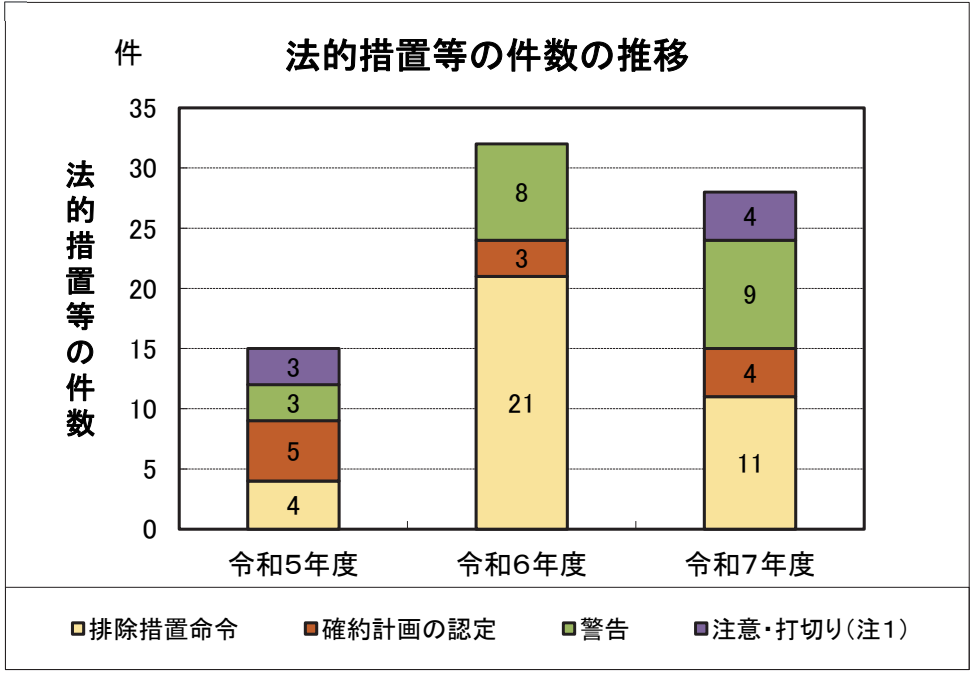
また、令和８年度（４月～９月）においては、７件の法的措置（排除措置命令４件、確約計画の認定３件）を、延べ７８名の事業者に対して講じている。

違反事業者に課した課徴金

令和７年度においては、延べ３６名の事業者に対して、総額９５億５３７３万円の課徴金納付命令を行った（注２）。

また、令和８年度（４月～９月）においては、延べ７９名の事業者に対して、総額２６億７９０万円の課徴金納付命令を行った。

（注２）課徴金額については、独占禁止法第６３条第１項（課徴金納付命令後における罰金と課徴金の調整）に基づく決定後の数字。



（注１）事案の概要を公表したものに限る。

課徴金額等の推移

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
課徴金額（億円）（注3）	2.2	37.0	95.5
対象事業者数（名）	16	33	36

（注３）課徴金額については、千万円未満切捨て。

独占禁止法違反被疑事件の処理状況②

社会的ニーズに対応した多様な事件への対処

ＩＴ・デジタル分野

・Google LLCによる拘束条件付取引事件（令和７年４月　排除措置命令）

官公需・民需

・地方公共団体等が発注する東海旅客鉄道株式会社が管理する線路の跨線橋点検業務における入札等の参加業者による入札談合事件（令和７年１２月　排除措置命令及び課徴金納付命令）

・首都高速道路株式会社が発注する道路清掃業務の入札参加業者による入札談合事件（令和８年４月　排除措置命令及び課徴金納付命令並びに首都高速道路株式会社に対する改善措置要求）

・香川県が発注する土木一式工事の入札参加業者による入札談合事件（令和８年６月　排除措置命令及び課徴金納付命令）

・関東地区所在のマンションの管理組合が設計コンサル業者に委託して発注する大規模修繕工事の施工業者らによる受注調整事件（令和８年９月　排除措置命令及び課徴金納付命令）

大規模小売業者への納入取引等

・株式会社ニシムタによる優越的地位の濫用被疑事件（令和７年９月　確約計画の認定）

・株式会社ロピアによる優越的地位の濫用被疑事件（令和７年１２月　確約計画の認定）

・三角商事株式会社による優越的地位の濫用被疑事件（令和８年４月　確約計画の認定）

・株式会社フィールコーポレーションによる優越的地位の濫用被疑事件（令和８年６月　確約計画の認定）

消費財・サービス

・ビザ・ワールドワイド・ピーティーイー・リミテッドによる拘束条件付取引被疑事件（令和７年７月　確約計画の認定）

・ハーレーダビッドソンジャパン株式会社による優越的地位の濫用事件（令和７年９月　排除措置命令及び課徴金納付命令）

・長野県石油商業組合北信支部による価格カルテル事件等（令和７年１１月　排除措置命令及び課徴金納付命令等）

・村上商事株式会社による不当廉売被疑事件（令和８年２月　警告）

・軽油販売業者による価格カルテル事件（令和８年４月　告発）

・ルックスオティカジャパン株式会社による再販売価格の拘束被疑事件（令和８年８月　確約計画の認定）

国際イベント

・公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が発注する東京２０２０オリンピック・パラリンピック競技大会に関するテストイベント計画立案等業務等の入札参加等業者による入札談合事件（令和７年６月　排除措置命令及び課徴金納付命令）

その他

・ライバー事務所を運営する事業者による拘束条件付取引又は競争者に対する取引妨害被疑事件（令和７年１２月　注意）

独占禁止法違反被疑事件の処理状況③

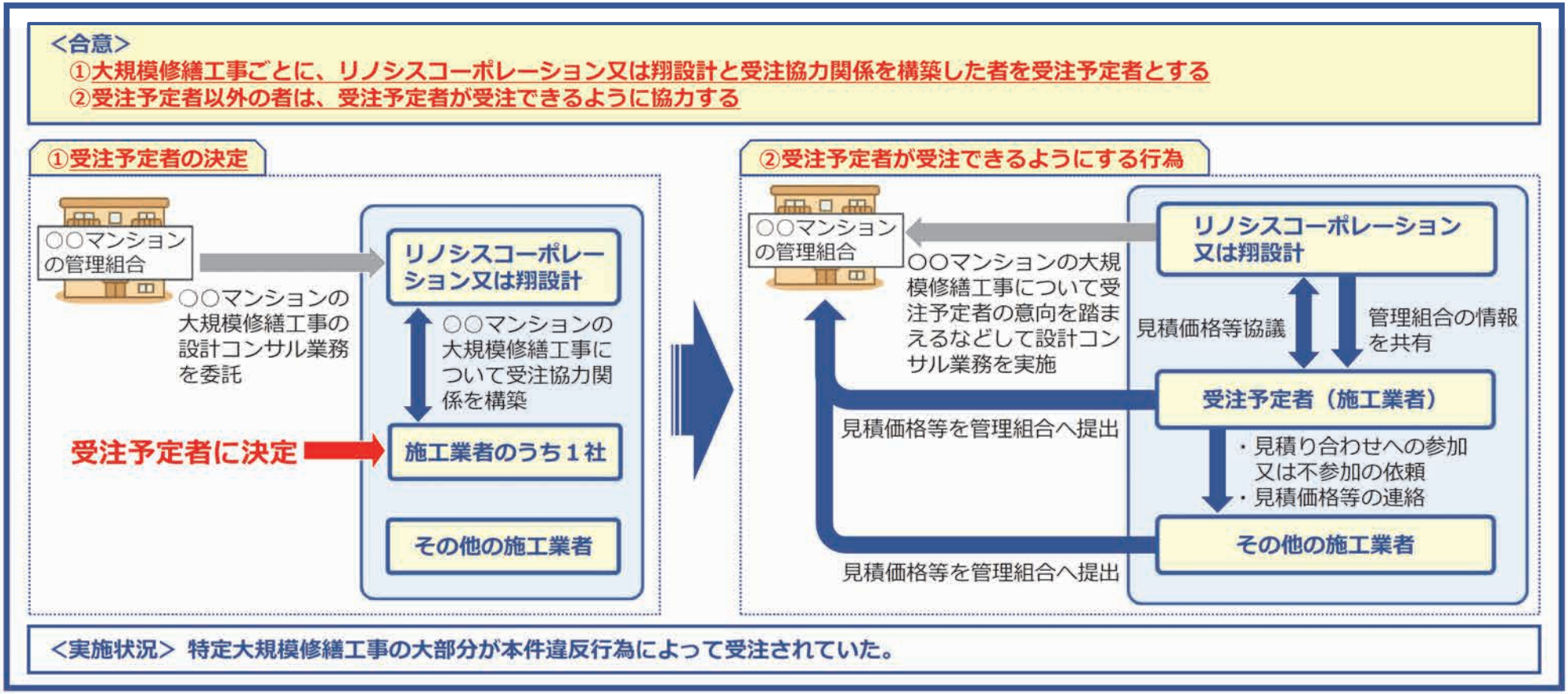
○ 個別事件の措置に併せて、取引慣行の是正等を図るために、業界団体等への要請等を行った事例

件名	措置の内容	要請等の内容
長野県石油商業組合北信支部に対する件	排除措置命令等（令和７年11月26日公表）	●長野県石油商業組合に対する申入れ 長野県石油商業組合（以下「長野県石商」という。）に対し、今後、長野県石商が独占禁止法違反行為を容認することがないよう、また、長野県石商及び長野県石商の各支部で北信支部による本件独占禁止法違反行為と同様の行為が行われることがないよう、①排除措置命令の内容について、長野県石商の役員、職員及び組合員に周知すること、②独占禁止法の遵守についての行動指針を作成し長野県石商の役員、職員及び組合員に周知徹底すること、及び③長野県石商の役員、職員及び組合員を対象とする独占禁止法の遵守についての定期的な研修を実施することを申入れ
関東地区所在のマンション管理組合が発注する大規模修繕工事の施工業者らに対する件	排除措置命令等（令和８年９月28日公表）	●事業者団体に対する申入れ 大規模修繕工事に関係する事業者の団体である一般社団法人全国マンション改修設計コンサルタント協会、一般社団法人マンション計画修繕施工協会及び一般社団法人日本塗装工業会に対し、「大規模修繕工事の施工業者から設計コンサル業者に対して支払う手数料等について」と題する資料の内容を会員に周知することなどを申し入れた。

独占禁止法違反被疑事件の事例①

○関東地区所在のマンションの管理組合が設計コンサル業者に委託して発注する大規模修繕工事の施工業者らに対する排除措置命令及び課徴金納付命令（令和８年９月２８日公表 受注調整）

違反行為の対象となるマンション大規模修繕工事（特定大規模修繕工事）	違反事業者
関東地区に所在するマンションの管理組合が、リノシスコーポレーションに設計コンサル業務（注）を委託した上で発注するマンション大規模修繕工事	３７社（施工業者３６社、リノシスコーポレーション）
関東地区に所在するマンションの管理組合が、翔設計に設計コンサル業務（注）を委託した上で発注するマンション大規模修繕工事	２０社（施工業者１９社、翔設計）



特定大規模修繕工事を受注した施工業者は、原則として、工事請負契約の契約価格の５％を目安とする金額をリノシスコーポレーション又は翔設計に支払

（注）「設計コンサル業務」とは、大規模修繕工事を発注するために必要な業務であり、施工業者の選定補助を主な内容とするもの（建物の劣化状況に係る調査・診断業務、工事範囲・仕様を定めて工事の見積りを取得するために必要な設計図書等を作成する設計業務、又は工事監理業務の全部又は一部を含む）

独占禁止法違反被疑事件の事例②

○株式会社ロピアから申請があった確約計画の認定（令和７年１２月２５日公表 優越的地位の濫用）

■確約計画認定までの流れ

ロピアに対する独禁法違反の疑いで調査 → ロピアに対し、確約手続通知 → ロピアが確約計画を自主的に作成・申請 → 確約計画が認定要件を満たすか確認 → 確約計画認定

1　違反被疑行為の概要



・「ロピア」及び「新鮮大売ユータカラヤ」と称する食品スーパーマーケットを運営し、全国に出店拡大中
・ここ数年で急激に売上高を伸ばしており、全国の食品スーパーマーケット市場において売上高が上位

優越的地位の濫用の疑い

従業員等の派遣の要請

新規開店、改装開店又は棚替えに際し商品の陳列及び品出しを要請

- あらかじめ派遣の条件について合意していなかった
- 派遣のために通常必要な費用を負担していなかった





・ロピアに対する取引依存度が大きい
・ロピアの店舗数の多さや新規開店が続いていること、ロピアが急激に売上高を伸ばしていること等から売上高の増加等が期待できるとしてロピアとの取引継続を強く望んでいる
・他の事業者との取引開始又は取引拡大によってロピアとの取引と同等の売上高を確保することは困難

↓

従業員等の派遣の要請を拒めない



公正取引委員会がロピアに確約手続通知

2　確約計画の概要

①違反被疑行為を取りやめていることの確認等を取締役会で決議

②納入業者への通知・従業員への周知徹底

③納入業者への返金（金銭的価値の回復）

④違反被疑行為と同様の行為を行わないこと

⑤コンプライアンス措置
- 行動指針の作成・周知徹底
- 定期的な研修・監査
- 代表取締役による社内向けメッセージの発信

⑥第三者による上記①から⑤までの履行の監視

⑦第三者による履行状況の報告（５年間）

ロピアが公正取引委員会に申請

確約計画の認定要件に適合

✓措置内容の十分性

・過去の独占禁止法第１９条（優越的地位の濫用）違反事案の措置内容を全て含む
・金銭的価値の回復（約４００社に約４億３３００万円の返金）
→納入業者にとっては違反被疑行為により被った不利益に係る被害救済の効果
→違反被疑行為の再発防止

✓措置実施の確実性

・第三者による措置の履行状況の監視及び報告を実施
・措置の内容ごとに実施期限を設定



独占禁止法違反被疑事件の事例③

○ルックスオティカジャパン株式会社から申請があった確約計画の認定（令和８年８月６日公表 再販売価格の拘束）

1　違反被疑行為の概要

ルックスオティカジャパン



再販売価格の拘束の疑い

「Ray-Ban」及び「Oakley」と称するブランドのサングラスについて、自ら又は取引先卸売業者を通じて、小売業者に以下を要請

①**推奨小売価格以上の価格で販売**すること



②オンライン販売において、**推奨小売価格を下回ることとなるポイント、クーポン等の付与を行わない**こと



③**発売開始から一定期間、オンライン販売を行わない**こと



➡ ①～③の要請に対応しない小売業者には対応するよう要請

小売業者



今後の取引に支障が出ると困るから要請に従うしかない……

要請に従って販売

一般消費者



2　確約計画の概要

ルックスオティカジャパンが確約計画を作成

①違反被疑行為の取りやめ
②違反被疑行為の取りやめ等の取締役会での決議
③通知・周知
　・取引先卸売業者及び小売業者への通知
　・一般消費者への周知
　・従業員等への周知徹底
④違反被疑行為と同様の行為を行わないこと
⑤コンプライアンス措置
　・行動指針の周知徹底
　・就業規則において、独占禁止法違反を許容しないことの明確化
　・定期的な研修・監査
⑥第三者による履行の監視及び報告（５年間）



申請

公正取引委員会が確約計画を認定

・措置内容の十分性
・措置実施の確実性
の要件を満たす。



課徴金減免申請の状況

カルテル等の発見・解明を容易にするために、違反事業者が自らの違反事実を報告すれば、一定の要件の下で課徴金を減免する制度（以下「課徴金減免制度」という。）が平成１７年独占禁止法改正により導入され、調査協力減算制度が令和元年独占禁止法改正により導入された（令和元年独占禁止法改正法の施行に合わせて、減免申請の方法はファクシミリから、電子メールに変更された。）。

調査開始	申請順位	申請順位に応じた減免率（課徴金減免制度）	事件の真相の解明に資する程度に応じた減算率（調査協力減算制度）	適用される減免率
前	１位	全額免除		全額免除
	２位	２０％	＋最大４０％	最大６０％
	３～５位	１０％		最大５０％
	６位以下	５％		最大４５％
後	最大３社（調査開始日前を含め最大５社まで）	１０％	＋最大２０％	最大３０％
	上記以下	５％		最大２５％

令和７年度において、課徴金減免制度に基づき、事業者から自らの違反行為に係る事実の報告等が行われた件数は、１８２件であった（課徴金減免制度の導入から令和７年度末までの累計は１，８６４件）。

公正取引委員会は、法運用の透明性等確保の観点から、課徴金減免制度が適用された事業者について、課徴金納付命令を行った際に、当委員会のウェブサイトに、当該事業者の名称、所在地、代表者名及び免除の事実又は減額の率等を公表することとしている（ただし、平成２８年５月３１日以前に課徴金減免申請を行った事業者については、当該事業者から公表の申出があった場合に、公表している。）。

課徴金減免制度及び調査協力減算制度が適用された最近の事件

- **長野県石油商業組合北信支部に対する件（令和７年１１月　課徴金納付命令）**
- **地方公共団体等が発注する東海旅客鉄道株式会社が管理する線路の跨線橋点検業務における入札等の参加業者らに対する件（令和７年１２月　課徴金納付命令）**
- **首都高速道路株式会社が発注する道路清掃業務の入札参加業者に対する件（令和８年４月　課徴金納付命令）**
- **香川県が発注する土木一式工事の入札参加業者に対する件（令和８年６月　課徴金納付命令）**
- **関東地区所在のマンションの管理組合が設計コンサル業者に委託して発注する大規模修繕工事の施工業者らに対する件（令和８年９月　課徴金納付命令）**

刑事告発

犯則調査権限を用いた調査を行い、以下の者等について、検事総長に対し刑事告発を行っている（平成２年６月２０日に「独占禁止法違反に対する刑事告発に関する公正取引委員会の方針」を公表して以降２０件の刑事告発）。

違反行為	件 名	概 要 等
入札談合	独立行政法人地域医療機能推進機構が発注する医薬品の入札参加業者 （令和２年１２月９日告発）	独立行政法人地域医療機能推進機構が平成２８年及び平成３０年それぞれにおいて一般競争入札を実施した同機構が運営する５７病院における医薬品購入契約の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限していた行為について、医薬品の卸売業等を営む法人３社及びこれら３社の医薬品購入契約に係る入札及び価格交渉等に関する業務に従事していた者７名が独占禁止法に違反する犯罪を行っていたものと思料して、検事総長に告発した 東京地方検察庁は令和２年１２月９日に起訴し、令和３年６月３０日、東京地方裁判所において被告会社に２億５０００万円の罰金、被告会社の医薬品購入契約に係る入札及び価格交渉等に関する業務に従事していた者に懲役１年６月から２年（執行猶予３年）の有罪判決が出された（確定）。
入札談合	公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が発注する東京２０２０オリンピック・パラリンピック競技大会に関するテストイベント計画立案等業務委託契約等の入札等参加業者 （令和５年２月２８日告発）	公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）が順次発注する東京２０２０オリンピック・パラリンピック競技大会に関して競技・会場ごとに実施される各テストイベント計画立案等業務委託契約並びに同契約の受注者との間で締結されることとされていた各テストイベント実施等業務委託契約及び各本大会運営等業務委託契約（以下「テストイベント計画立案等業務委託契約等」という。）の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限していた行為について、広告代理業等又はイベントの企画・運営等を営む法人６社及び同６社でテストイベント計画立案等業務委託契約等の受注等に関する業務に従事していた６名並びに組織委員会でテストイベント計画立案等業務委託契約等の発注等に関する業務に従事していた１名が独占禁止法に違反する犯罪を行っていたものと思料して、検事総長に告発した。 東京地方検察庁は令和５年２月２８日に起訴し、東京地方裁判所において、組織委員会でテストイベント計画立案等業務委託契約等の発注等に関する業務に従事していた者に懲役２年（執行猶予４年）（判決宣告日：令和５年１２月１２日）、被告会社６社に１億５０００万円から３億円の罰金、被告会社の受注等に関する業務に従事していた者６名に懲役１年６月から２年（執行猶予３年から４年）（判決宣告日：令和６年７月１１日、同年１２月１８日、令和７年１月３０日、同年３月２１日、令和８年７月１５日及び同年９月１６日）の有罪判決がそれぞれ出された。 被告人６社６名は、令和６年７月２４日、同年１２月１９日、令和７年１月３０日、同年３月２４日、令和８年７月１５日及び同年９月２８日にそれぞれ控訴し、うち４社４名について、令和７年５月８日、同年６月３日同年７月３１日及び同年１０月２日東京高等裁判所において、控訴棄却の判決が出された。 控訴棄却の判決が出された被告人４社４名は、令和７年５月１９日、同年６月５日、同年７月３１日及び同年１０月３日にそれぞれ上告し、うち１社１名について、令和７年１２月９日最高裁判所において、上告棄却決定がなされた。
価格カルテル	軽油販売業者 （令和８年４月１７日告発）	軽油等の販売等の事業を営む被告発会社５社等が東京都に交渉窓口が存在する運送業者等に給油カードを発行等して販売する軽油の販売に係る取引分野における競争を実質的に制限していた行為について、軽油等の販売等の事業を営む被告発会社５社が独占禁止法に違反する犯罪を行っていたものと思料して、検事総長に告発した。

入札談合等関与行為防止法関係

(1)「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」（以下「入札談合等関与行為防止法」という。）は、国・地方公共団体等の職員が入札談合に関与する、いわゆる「官製談合」を防止することを目的とする法律である。

(2)現在までに、公正取引委員会は、入札談合等関与行為防止法に基づき、発注機関の長に対し、１３件の改善措置要求を行っている。

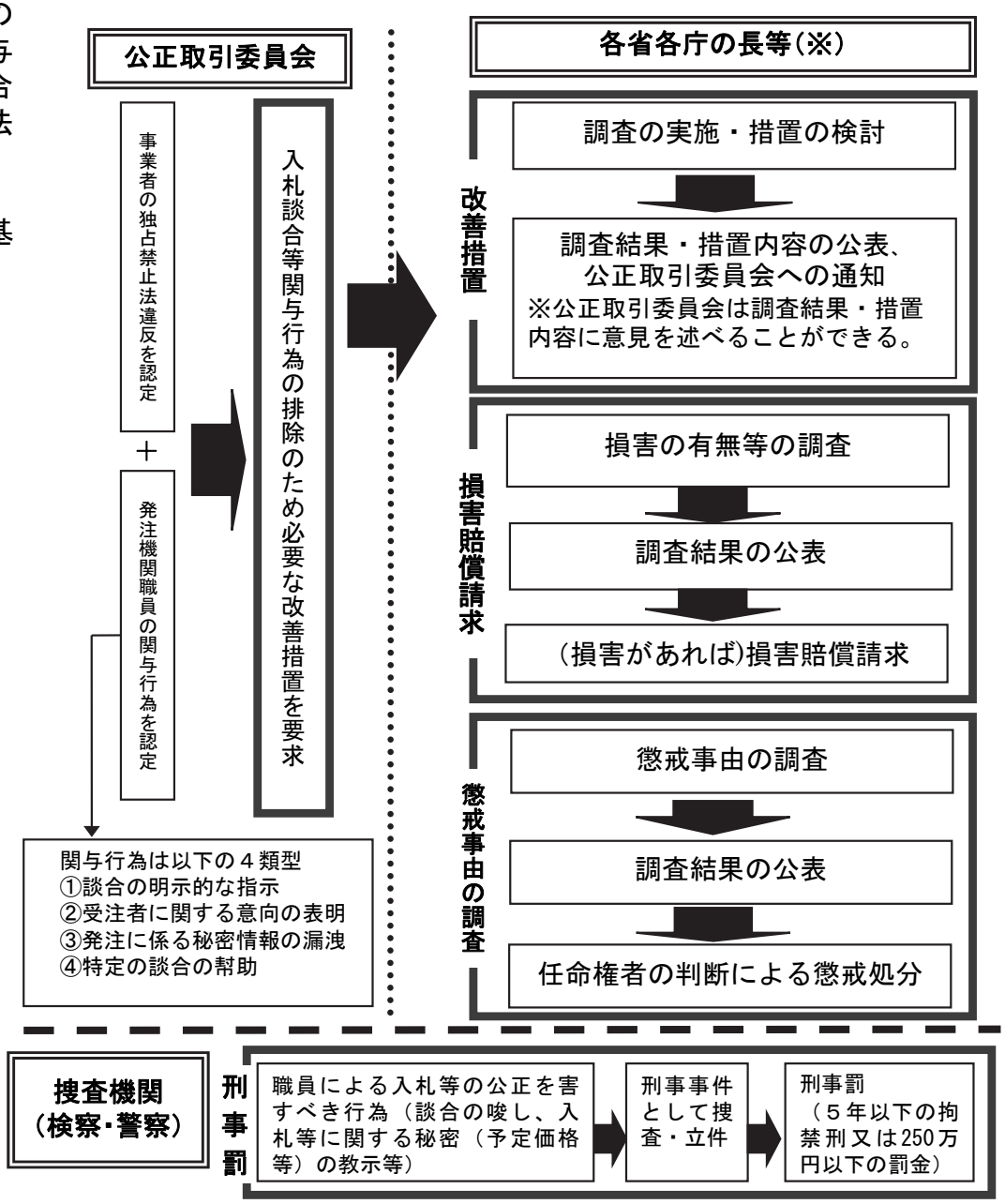
＜直近の改善措置要求事例＞

件名	関与行為	改善措置要求
東京都が発注する浄水場の排水処理施設運転管理作業の見積り合わせ参加業者による談合事件	浄水場の排水処理施設運転管理作業の見積り合わせにおいて、参加業者のうち特定の事業者の従業者に対し、見積り合わせ実施日前又は見積書の提出締切日前までに、非公表の予定単価に関する情報を教示	・令和元年７月、東京都知事に対し改善措置を要求 ・令和元年１２月、東京都知事が改善措置を報告
首都高速道路株式会社が発注する道路清掃業務の入札参加業者による談合事件	首都高速道路の道路清掃業務の入札において、入札参加業者のうち特定の事業者の従業者に対し、入札書の提出締切日前までに、非公表の予定価格に関する情報等を教示	・令和８年４月、首都高速道路株式会社代表取締役に対し改善措置を要求

発注機関のコンプライアンス向上に向けた取組

- ✓ 発注機関の調達担当者等の法令遵守意識向上等の観点から、連絡担当官（国の本省庁及び地方支分部局等の会計課長等）会議の開催（令和７年度：全国９か所で合計１０回）
- ✓ 発注機関等が主催する独占禁止法及び入札談合等関与行為防止法の研修会への講師派遣及び公正取引委員会が主催する研修会の実施（令和７年度　：全国で２９２回、令和８年度（４月～９月）：全国で１２７回）

（参考）入札談合等関与行為防止法の概要



※①各省各庁の長（財政法第20条第２項に規定する各省各庁の長をいう。）、②地方公共団体の長、③国、地方が1/2以上出資する法人の代表者、④国、地方が法律により、常時、発行済株式の総数又は総株主の議決権の1/3以上に当たる株式の保有を義務付けられている株式会社の代表者

優越的地位の濫用への対処①

独占禁止法は、取引上の地位が相手方に優越している一方の当事者が、取引の相手方に対し、その優越的地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることを禁止（あらゆる取引が規制対象）。

優越的地位

〇一方の当事者が取引の相手方に対して「優越的地位」にある場合とは、取引の相手方にとって一方の当事者との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、一方の当事者が取引の相手方にとって著しく不利益な要請等を行っても、取引の相手方が受け入れざるを得ないような場合をいう。

※　優越的地位が認定された具体例としては、スーパーマーケットやホームセンターと納入業者との関係、金融機関と融資先企業との関係、フランチャイザーとフランチャイジーや納入業者との関係などがある。

正常な商慣習に照らして不当に

正常な商慣習とは、公正な競争秩序の維持・促進の観点から是認されるものをいい、個別具体的に判断する。

不利益を与えること

〇優越的地位にある事業者が、以下の想定例に該当するような行為を行う場合には、優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となる。

①購入・利用強制

取引先の事業遂行上必要がない商品について、購入しなければ取引を打ち切るなどとして、今後の取引に影響すると受け取られるような要請を行い、その商品の購入を余儀なくさせること。

②協賛金等の負担要請

決算対策のための協賛金を要請し、取引の相手方にこれを負担させること。
取引の相手方の商品又は役務の販売促進に直接寄与しない催事、売場の改装、広告等のための協賛金等を要請し、これを負担させること。

③従業員等の派遣要請

派遣費用を負担することなく、清掃業務等の自己の利益にしかならない業務を行うよう取引の相手方に要請し、そのための従業員を派遣させること。

④その他の経済上の利益の提供要請

発注内容に金型の設計図面を提供することが含まれていないにもかかわらず、取引の相手方に対し、設計図面を無償で提供させること。

⑤受領拒否

取引の相手方が、発注に基づき商品を製造し、当該商品を納入しようとしたところ、売行き不振又は売場の改装や棚替えに伴い当該商品が不要になったことを理由に、当該商品の受領を拒否すること。

⑥返品

展示等に用いたために汚損したことを理由に、自己の一方的な都合により、商品を返品すること。

⑦支払遅延

社内の支払手続の遅延を理由として、自己の一方的な都合により、契約で定めた支払期日に対価を支払わないこと。

⑧減額

商品又は役務の提供を受けた後であるにもかかわらず、業績悪化、予算不足、顧客からのキャンセル等自己の一方的な都合により、契約で定めた対価の減額を行うこと。

⑨取引の対価の一方的決定

原材料費等の上昇によるコスト増加に伴い、相手方が資料に基づき単価の引上げに関する協議を求めたにもかかわらず、理由の説明等をせず従前と同一の単価を一方的に定めること。

⑩やり直しの要請

商品又は役務の受領前に、自己の一方的な都合により、あらかじめ定めた商品又は役務の仕様を変更したにもかかわらず、その旨を取引の相手方に伝えないまま、取引の相手方に継続して作業を行わせ、納入時に仕様に合致していないとして、取引の相手方にやり直しをさせること。

優越的地位の濫用への対処②

公正な取引ルールの整備

○ 「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」（H22.11策定）
○ 「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法」（物流特殊指定）（H16.4施行）（R8.6改正、R9.4施行予定）
○ 「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法」（大規模小売業告示）（H17.11施行）
○ 下請法の改正により、①ソフトウェア、テレビ番組等の情報成果物の作成委託及び②運送、ビルメンテナンス等の役務の提供委託に係る下請取引を下請法の対象に追加（H16.4施行）
○ 下請法の適用対象とならない取引であっても、独占禁止法上の優越的地位の濫用に該当するおそれがあることを独占禁止法Ｑ＆Ａの作成・公表によって明確化。優越的地位の濫用に関する執行を強化するため、令和４年２月に「優越的地位濫用未然防止対策調査室」を設置
○ 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（R5.11策定）
○ 下請法の改正により、規制の内容及び対象を追加し、法律の名称も「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（略称：「中小受託取引適正化法」、通称：「取適法」）に変更（１８頁参照）
○ 「製造委託等に係る代金の支払に関する特定の不公正な取引方法」（支払告示）（R8.6制定、R9.4施行予定）
○ 「知的財産権・ノウハウ・データの適切な取引のための優越的地位の濫用等に関する指針」（知財取引指針）（R8.6策定）

違反行為への厳正かつ効果的な対処（違反被疑事件の処理）

公正取引委員会は、審査局内に「優越的地位濫用事件タスクフォース（以下「優越タスクフォース」という。）」を設置し、優越的地位の濫用行為に係る全国から寄せられる情報及び自ら収集した情報を基に、優越タスクフォースが中心となって効率的かつ効果的な調査を行い警告又は注意を行うほか、審査長等において審査を行い排除措置命令及び課徴金納付命令又は確約計画の認定といった行政処分を行うなど厳正に対処している。

令和７年度においては、優越タスクフォースで得た端緒を基に、優越的地位の濫用行為に係る審査を行い、排除措置命令及び課徴金納付命令１件、確約計画の認定２件、警告４件、注意２７件を行った。

なお、公正取引委員会は、取引部内に「優越的地位濫用未然防止対策調査室」を設置し、優越的地位濫用に関する書面調査等に基づいて事業者に対して注意喚起を行うなど未然防止の対策（アドボカシー）に取り組んでいる。審査局においては、取引部の情報も活用して行政処分等の厳正な法執行（エンフォースメント）を行うことにより、優越的地位の濫用行為について効果的に対処している。

(年度別優越的地位濫用事件処理件数)　(単位：件)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
排除措置命令及び課徴金納付命令	0	0	0	0	0	1
確約計画の認定	3	0	0	2	1	2
警告	0	0	0	0	3	4
注意	47	46	55	67	41	27

取適法の概要

法目的　中小受託取引の公正化・中小受託事業者の利益保護

適用対象　①取引の内容　＋　②規模要件　＝　対象取引

①取引の内容：製造委託／修理委託／情報成果物作成委託（プログラム）／役務提供委託（運送・倉庫保管・情報処理）／特定運送委託

②規模要件

委託事業者	中小受託事業者
資本金３億超	資本金３億以下（個人含む）
資本金１千万超３億以下	資本金１千万以下（個人含む）
常時使用する従業員300人超	常時使用する従業員300人以下（個人含む）

①取引の内容：情報成果物作成委託（プログラム除く）／役務提供委託（運送・倉庫保管・情報処理除く）

②規模要件

委託事業者	中小受託事業者
資本金５千万超	資本金５千万以下（個人含む）
資本金１千万超５千万以下	資本金１千万以下（個人含む）
常時使用する従業員100人超	常時使用する従業員100人以下（個人含む）

義務

- 発注内容を明示する義務（発注書の交付）
- 取引に関する書類等を作成・保存する義務（2年）
- 支払期日（受領後60日以内）を定める義務
- 遅延利息（14.6%）の支払義務

禁止行為

受領拒否	報復措置
支払遅延（手形払等の禁止）	有償支給原材料等の対価の早期決済
減額	~~割引困難な手形の交付~~
返品	不当な経済上の利益提供要請
買いたたき	不当な給付内容の変更・やり直し
購入・利用強制	協議に応じない一方的な代金決定

措置　公取委による勧告、公取委・中企庁・事業所管大臣による指導・助言

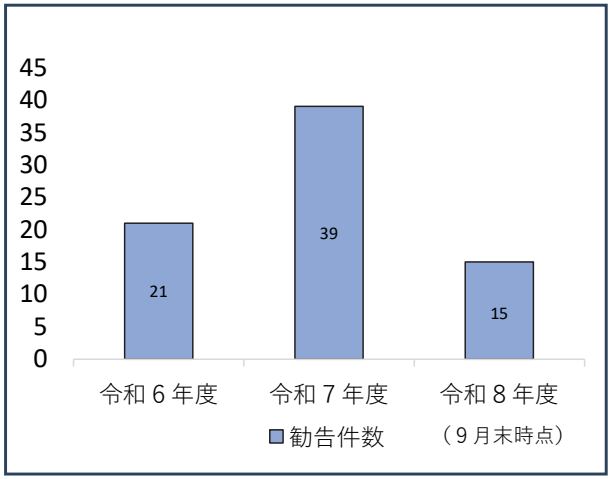
※赤色は改正内容

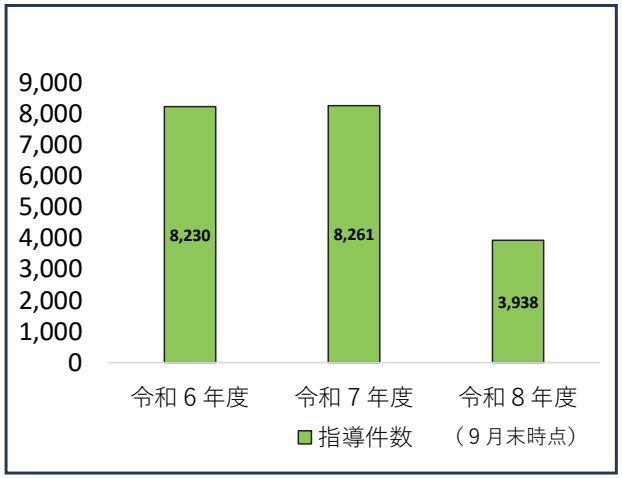
取適法の運用状況

取適法違反被疑事件の処理状況

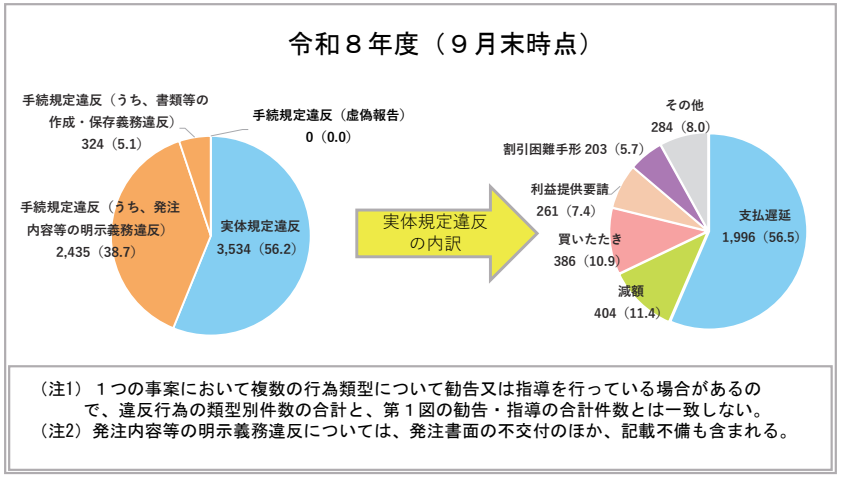
令和８年度（９月末時点）においては、勧告15件及び指導3,938件の措置を講じている。

第１図　取適法違反被疑事件の処理件数の推移　［単位：件］





第２図　勧告・指導の行為類型別件数　［単位：件（%）］



（注1）１つの事案において複数の行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるので、違反行為の類型別件数の合計と、第１図の勧告・指導の合計件数とは一致しない。
（注2）発注内容等の明示義務違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれる。

○　原状回復額の状況（括弧はうち自発的申出による数）

	令和６年度	令和７年度	令和８年度（９月末時点）
原状回復を受けた事業者数	3,026名（525名）	5,165名（1,234名）	1,271名（260名）
原状回復額	13億5279万円（3億5328万円）	25億5698万円（12億1019万円）	5億3816万円（1億1055万円）

定期調査の実施

受託取引においては、委託事業者の取適法違反行為により中小受託事業者が不利益を受けている場合であっても、その取引の性格から、中小受託事業者からの自発的な情報提供が期待しにくい実態にあるため、委託事業者及び当該委託事業者と取引のある中小受託事業者に対して、定期的な調査を実施することにより、違反行為の発見に努めている。

令和８年度における定期調査は、委託事業者75,000名に実施し、当該委託事業者と取引のある中小受託事業者350,000名を対象に実施する。

第１表　定期調査の状況

年　度	委託事業者調査(名)	中小受託事業者調査(名)
令和６年度	90,000	330,000
製造委託等	53,144	214,316
役務委託等	36,856	115,684
令和７年度	65,000	300,000
製造委託等	39,851	188,831
役務委託等	25,149	111,169
令和８年度	75,000	350,000
製造委託等	47,010	-
役務委託等	27,990	-

取適法の主な勧告案件①

◇ 自動車ディーラーにおける不当な経済上の利益の提供要請事件（令和８年６月　勧告）

委託事業者　㈱ホンダ茨城南

自動車の板金塗装、点検整備等を委託



違反行為の概要
受注者に自社の販売店舗と受注者の整備工場との間の運送を行わせたにもかかわらず、当該運送に要した費用を支払わなかった。

中小受託事業者

◇自動車部品等の製造業における不当な経済上の利益の提供要請事件（令和８年７月　勧告　**取適法適用**）

委託事業者　ミネベアアクセスソリューションズ㈱

自動車部品等の製造、運送を委託



違反行為の概要
荷役作業及び付帯業務に係る費用を負担することなく、受注者に当該荷役作業及び付帯業務を行わせた。

中小受託事業者

◇ファスニング製品の製造販売業における買いたたき事件（令和８年６月　勧告）

委託事業者　ＹＫＫ㈱

ファスニング製品の加工、検査等を委託



※ファスニング製品の例

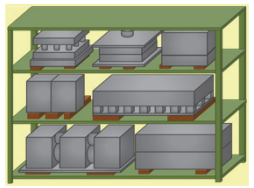
違反行為の概要
実態より多い作業可能回数を用いて代金の額を算定するなどして、本来支払われるべき対価より約９％～約７２％低い委託代金を一方的に定めた。

中小受託事業者

◇医療機器の製造販売業における不当な経済上の利益の提供要請事件（令和８年７月　勧告）※中小企業庁長官からの措置請求案件

委託事業者　ＨＯＹＡ㈱

自社が販売する医療機器の部品の製造を委託



※金型保管のイメージ図

違反行為の概要
金型等を用いて製造する医療機器の部品又は試作品の発注を長期間行わないにもかかわらず、費用を負担することなく受注者に当該金型等を保管させた。

中小受託事業者

取適法の主な勧告案件②

◇ 家庭用電気製品等の販売業における減額事件（令和７年９月　勧告）※中小企業庁長官からの措置請求案件

委託事業者　㈱ヨドバシカメラ

家庭用電気製品等の製造等を委託



違反行為の概要
リベート等の名目で製造委託等代金の額から減じていた。

中小受託事業者

◇アルミサッシ等の製造販売業における返品事件（令和７年７月　勧告）

委託事業者　不二サッシ㈱

アルミサッシ等の製品を構成する部品の製造を委託



違反行為の概要
部品を受領した後、当該部品に係る受入検査を行っていないにもかかわらず瑕疵があることを理由として当該部品を返品した。

中小受託事業者

◇自動車等の製造販売業における不当な経済上の利益の提供要請事件（令和７年１０月　勧告）

委託事業者　トヨタ自動車東日本㈱

自動車部品等の製造を委託



※トヨタ自動車東日本が保管させていた金型

違反行為の概要
金型等を用いて製造する部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、中小受託事業者に対し、自己のために金型等を無償で保管させていた。

中小受託事業者

◇貨物運送業における不当な経済上の利益の提供要請事件（令和７年１２月　勧告）

委託事業者　センコー㈱

貨物の運送を委託



違反行為の概要
自社が管理する施設内において、
・無償で荷役作業及び付帯業務を行わせていた
・無償で長時間の荷待ちを行わせていた

中小受託事業者

取適法の執行連携

- 取適法においては、**事業所管省庁**の主務大臣に**指導・助言権限**が付与されることとなった。
- 事業所管省庁との間で、公正取引委員会において蓄積された執行ノウハウの共有を行うなど、取適法の執行連携強化に向けた取組を進めている。

執行連携強化に向けた取組（具体例）

公正取引委員会及び国土交通省による合同荷主パトロール等の実施

- 取適法で、「特定運送委託」が規制対象取引として追加されたほか、事業所管省庁においても委託事業者に対する指導及び助言ができるようになったことなどを踏まえ、**公正取引委員会及び国土交通省は、取適法の施行に向けた連携を強化してきた。**
- 国土交通省が物流分野全体の取引環境の適正化のために実施しているトラック・物流Ｇメンによる「集中監視月間」において、荷主事業者等による取適法の違反行為や貨物自動車運送事業法等の違反原因行為の未然防止等の観点から、**公正取引委員会本局又は地方事務所等と各地方運輸局が全国規模で連携**し、**荷主事業者等の営業所、物流拠点に対する合同荷主パトロールや高速道路のＳＡ・ＰＡ等におけるトラックドライバーに対する聴取り等を実施した。**



（令和8年10月2日撮影）

取引の適正化及び企業間取引の公正化への取組

取引適正化のための普及啓発について

【全国47都道府県における事業者向け説明会】

令和８年１月１日に施行された取適法の周知のため、全国47都道府県での説明会、関係省庁と連携した業種別説明会、業界団体向け説明会を実施。

【中小事業者団体向けの広報・広聴企画の開催】

「取引改善のススメ」をテーマとして、受託事業者に労務費転嫁指針等の積極的な活用を促すための「出張！トリテキ会議」を全国各地で開催。

【物流特殊指定、支払告示の周知動画】

物流特殊指定　支払告示

令和８年10月に公正取引委員会ウェブサイトの特設ページ等で公開

・各種媒体で周知動画の放映
（例：テレビCM 、YouTube等）
・ウェブ広告、SNSの活用



【実務に役立つ具体例の紹介】

・取適法テキスト（令和７年11月28日に公正取引委員会ウェブサイトで公表）やホームページQ&A等により具体例の紹介

【取適法個別相談会】

・よろず支援拠点等と連携し、取適法についての個別相談会を全国各地で実施

相談等へのきめ細かな対応

公正取引委員会は、全国の相談窓口において、取適法及び優越的地位の濫用に係る相談を受け付けている。令和7年度においては、取適法に関する相談34,810件、優越的地位の濫用に関する相談4,043件、の合計38,853件の相談に対応した。また、「不当なしわ寄せに関する取適法の相談窓口」を通じ、フリーダイヤル経由でも電話相談に対応した。さらに、中小事業者等からの要望に応じ、独占禁止法上の優越的地位の濫用規制又は取適法について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに相談受付を行うためのオンライン相談会を実施した。

団体・関係省庁への要請

約束手形の利用廃止を踏まえたサプライチェーン全体での支払の適正化について（令和８年９月２日公表）

令和8年1月1日に施行された取適法に加え、令和9年4月1日から独占禁止法上の支払告示が施行されること、及び令和9年3月31日に電子交換所における手形・小切手の交換が廃止されることを踏まえ多くの金融機関が令和8年9月30日を手形・小切手の最終振出期限に設定していること等を受けて、公正取引委員会及び中小企業庁の連名で、取適法対象外の取引を含むサプライチェーン全体での支払手段の適正化及び支払手段の改善に取り組む事業者の資金繰りへの配慮についてそれぞれ関係する事業者団体や省庁等に要請した。

取引適正化協力委員への意見聴取

公正取引委員会は、取適法等の効果的な運用に資するため、各地域の中小事業者取引等の実情に詳しい中小事業者等に取引適正化協力委員を委嘱している。令和7年度においては、取適法施行に向けた準備状況、買いたたき規制、物流事業者との取引や知的財産取引に関する実態などについて意見聴取を行った。

3 取引適正化による公正な取引環境の確保

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針
（令和５年11月29日公表、令和８年１月１日改正　内閣官房・公正取引委員会）

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

本指針の性格

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の**発注者・受注者の双方の立場からの行動指針**。
- ✓ 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要。
- ✓ 本指針に記載の１２の行動指針に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び取適法に基づき厳正に対処**することを明記。
- ✓ 他方で、**記載された発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び取適法上の問題が生じない**旨を明記。

発注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：本社（経営トップ）の関与

①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる**取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定する**こと、②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で**社内外に示す**こと、③その後の**取組状況を定期的に経営トップに報告**し、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

★行動②：発注者側からの定期的な協議の実施

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて１年に１回や半年に１回など**定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設ける**こと。特に**長年価格が据え置かれてきた取引**や、**スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引**においては協議が必要であることに**留意が必要**である。

協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は取適法上の買いたたきとして、受注者から協議の要請があった場合に、当該協議に応じず一方的に取引価格を据え置くことは、取適法上の協議に応じない一方的な代金決定として、それぞれ問題となるおそれがある。

★行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とすること

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、**公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくもの**とし、**受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については**、これを合理的な根拠のあるものとして**尊重する**こと。

★行動④：サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、**サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行う**ため、直接の取引先である**受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識**して、そのことを受注者からの**要請額の妥当性の判断に反映させる**こと。

★行動⑤：要請があれば協議のテーブルにつくこと

受注者から労務費の上昇を理由に**取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつく**こと。労務費の転嫁を求められたことを理由として、**取引を停止するなど不利益な取扱いをしない**こと。

★行動⑥：必要に応じ考え方を提案すること

受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、**必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案する**こと。

受注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：相談窓口の活用

労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関（全国の商工会議所・商工会等）の**相談窓口などに相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨む**こと。

発注者に対して労務費の転嫁の交渉を申し込む際、一例として、**価格交渉の申込み様式（例）**を活用することも考えられる。

★行動②：根拠とする資料

発注者との価格交渉において使用する根拠資料としては、**最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料を用いる**こと。

★行動③：値上げ要請のタイミング

労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて１年に１回や半年に１回などの**定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング**、業界の定期的な価格交渉の時期など**受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング**、発注者の業務の繁忙期など**受注者の交渉力が比較的優位なタイミング**などの機会を活用して行うこと。

★行動④：発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

発注者から価格を提示されるのを待たずに**受注者側からも希望する価格を発注者に提示する**こと。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

★行動①：定期的なコミュニケーション

定期的にコミュニケーションをとること。

★行動②：交渉記録の作成､発注者と受注者の双方での保管

価格交渉の**記録を作成し**、発注者と受注者と双方で**保管する**こと。

指針の詳細については、以下のサイトをご確認ください。

・公正取引委員会ホームページ
https://www.jftc.go.jp/partnership_package/index/roumuhitenka.html

令和８年度価格転嫁円滑化・支払の適正化に関する調査

- 取引適正化をより一層推進する観点から、適切な価格転嫁や適正な支払を可能とする取引環境を整備するため、**「令和８年度価格転嫁円滑化・支払の適正化に関する調査」**（令和８年度調査）を実施することとし、令和８年６月26日に15万名の事業者に対して、調査への協力依頼状を発送。

- 令和８年度調査は、価格転嫁円滑化の観点からは、「令和７年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」（令和７年度調査）の結果等を踏まえ、独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関して、事業者間の取引における価格転嫁の状況の把握や、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（労務費転嫁指針）の取組状況のフォローアップのほか、「製造委託等に係る代金の支払に関する特定の不公正な取引方法」（支払告示）を踏まえ、現時点における製造委託等における代金の支払状況を把握するとともに、令和９年４月１日に施行される、この新たな支払告示に関する周知などを内容とするもの。

- 15万名の事業者に対して調査票を発送するとともに、令和７年度調査において公正取引委員会のウェブサイトに掲載している「よくある質問コーナー(独占禁止法)」のQ&Aに係る注意喚起文書を送付した4,334名の事業者及び労務費転嫁指針に係る注意喚起文書を送付した9,747名の事業者に対しても協力依頼状を発送し、その後の取組状況を確認することとした。

今回のウェブアンケート調査等の結果を踏まえ、
- ✓ 発注者と受注者との間で協議を経ない取引価格の据置き等が疑われる事案について**立入調査**を実施する。
- ✓ 問題につながるおそれのある行為が認められた事案については、関係事業者に対し**注意喚起文書**を送付する。

などの対応を行うとともに、令和８年内を目途に調査結果を取りまとめ予定。

石油関連製品等の価格転嫁に関する緊急調査（令和８年９月25日公表）

- 令和８年度調査（実施中）の一環として、主に令和８年７月に**中東情勢を受けた石油関連製品等の価格転嫁の状況に係る調査**（調査対象行為の期間は同年３月頃～７月）を実施。

詳細はこちら

- 中東情勢の影響を受けた石油関連製品等の価格高騰について、受注者の立場で64.1%が「影響があった」と回答。

- 受注者の立場で、「発注者に価格転嫁を申し出たが、協議に応じてもらえなかった」と回答した者は、わずか（0.8%）であり、受注者が協議を申し出れば協議に応じるということは根付きつつある。また、半分以上（51.7%）の受注者が、発注者に協議を申し出たところ、一部でも価格転嫁を受け入れてもらえたと回答した。

（公正取引委員会の対応）
- 受注者から協議を申し入れられたが、協議せずに取引価格を据え置いたなどと回答した発注者に対し、優越的地位の濫用の未然防止の観点から注意喚起文書を送付し、問題につながるおそれがある行為を指摘することにより、自主的な改善を促した。

企業取引研究会の概要

これまでの検討

- 公正取引委員会・中小企業庁は、適切な価格転嫁を我が国の新たな商慣習としてサプライチェーン全体で定着させていくための取引環境を整備する観点から、優越的地位の濫用規制の在り方について検討することを目的として、関係有識者からなる「企業取引研究会」を開催。

- 令和６年12月の報告書を受け、価格転嫁・取引適正化を進めるための環境整備に向けた検討が進められ、令和７年５月、下請法・下請振興法の改正法が成立。

- また、取適法対象外の取引における価格転嫁・取引適正化を進める観点から検討が進められ、令和８年６月、物流特殊指定の改正、支払告示の制定、優越ガイドラインの改定、知財取引指針の策定を行った。

構成員

【委員】

	海内　美和	海内工業株式会社 代表取締役社長
	魚住　康博	日本経済団体連合会 経済基盤本部長
	及川　勝	全国中小企業団体中央会 常務理事
	岡室　博之	駒澤大学経済学部 教授
	加毛　明	東京大学大学院法学政治学研究科 教授
(座長)	神田　秀樹	東京大学 名誉教授
	郷野　智砂子	全国消費者団体連絡会 事務局長
	鈴木　純	帝人株式会社 シニア・アドバイザー、経済同友会 副代表幹事
	高岡　美佳	立教大学経営学部 教授
	滝澤　紗矢子	東京大学大学院法学政治学研究科 教授
	多田　英明	東洋大学 副学長 法学部 教授
	土井　和雄	全国商工会連合会 中小企業問題研究所 所長
	中島　宏	関西経済連合会 理事 経済調査部長
	仁平　章	日本労働組合総連合会 副事務局長
	原　悦子	アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 パートナー弁護士
	松田　世理奈	阿部・井窪・片山法律事務所 パートナー弁護士
	松本　憲治	日本商工会議所 中小企業振興部長
	渡辺　努	東京大学　名誉教授
	渡邊　弘子	富士電子工業株式会社 代表取締役

（五十音順、敬称略、役職は令和８年９月現在）

【オブザーバー】
金融庁、総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

物流特殊指定、支払告示、優越ガイドラインについて

経緯・概要

・令和７年５月、取引適正化・適切な価格転嫁を図るため、下請法が改正された（令和８年１月取適法施行）。
・サプライチェーン全体で取引適正化・適切な価格転嫁を定着させていくためには、取適法の対象となる取引に限らず、サプライチェーン全体における取引の実態や商慣行にも広く目を向け、実効的な取組を進めていくことが不可欠である。
・そこで、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁の環境整備や支払条件の適正化（支払サイトの短縮化）、物流に関する商慣習の問題（荷待ち・荷役等）に対する更なる対応のため、企業取引研究会における議論、意見公募手続（令和８年３月12日～４月13日）、公聴会（同年４月14日）等を踏まえ、**令和８年６月、物流特殊指定の改正、支払告示の制定、優越ガイドラインの改定**を行った。

１.物流特殊指定＜改正＞

（「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合等の特定の不公正な取引方法」）

■対象：着荷主と発荷主との取引（物品の販売、製造請負、修理請負又は情報成果物の作成請負における継続的な取引）＜対象に追加＞

■禁止行為：着荷主が、発荷主に対し、①②を運送事業者を通じて行わせることによって、発荷主の利益を不当に害する行為

①自己のために物品の運送の役務以外の役務その他の経済上の利益の提供をさせること

②運送の内容の変更をさせ、又はその運送を行った後に運送のやり直しをさせること

例）**契約外の荷待ち・荷役**を運送事業者を通じて行わせること。

※その他：現行の物流特殊指定に、取適法での改正点を反映（従業員基準の追加、手形払等の禁止・協議に応じない一方的な代金決定の禁止規定の追加等）

■施行期日：**令和９年４月１日**



２.支払告示＜新規制定＞

（「製造委託等に係る代金の支払に関する特定の不公正な取引方法」）

■対象：「製造委託等」の取引

※「製造委託等」とは、取適法上の❶製造委託、❷修理委託、❸情報成果物作成委託、❹役務提供委託又は❺特定運送委託をいう。

※取引上の地位が委託事業者に対して劣っていないと認められる者は、対象となる受託事業者から除く。

■禁止行為：正当な理由なく、給付の受領日から**60日以内**に代金を支払わないこと。

■施行期日：**令和９年４月１日**

３.優越ガイドライン＜改定＞

（「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」）

■独占禁止法上の優越的地位の濫用に関して、対価の決定方法について、実効的な価格協議が行われたかどうかが考慮要素となることを明確にすべく、優越ガイドラインの「取引の対価の一方的決定」の「想定例」において、実効的な価格協議が行われず対価が定められる場合を追記。

①拒否等（拒否、無視など）により協議に応じない例

②取引の打切り等の示唆により協議を行わない例

③協議の求めがあった事項について説明又は情報提供をしない例

知財取引指針について

策定経緯等

■策定経緯

・**令和６年度の企業取引研究会**において、**知的財産・ノウハウに関する行動規範を示す必要性について御提言**（令和６年12月）

・**骨太の方針2025**において、「中小企業の知的財産への侵害に関する実態調査を行い、独占禁止法上の指針を策定するほか、知財経営支援ネットワークを通じたリテラシーの向上等に取り組む。」とされた。（令和７年６月閣議決定）

・企業取引研究会の下に**知的財産取引適正化ワーキンググループ（知財WG）を開催**、４回にわたり議論を実施（令和７年８月～令和８年２月）

・**知財WGにおける議論を踏まえ**取りまとめた**実態調査報告書（公取委）**・指針策定の方向性等に関する**知財WG報告書（知財WG）を公表**（令和８年３月）

・公取委・特許庁・中企庁において、知財ＷＧ報告書等を踏まえ、知財取引指針（案）を取りまとめ、**意見公募手続実施**（令和８年３月～４月）

・**知財取引指針の策定**（令和８年６月24日）

指針の概要

■目的

・知的財産権等の取引環境の整備や知的財産権等に係るリテラシーの向上により、イノベーションを促進すること

■全体像

・「情報の管理」、「知的財産権等の価値の適切な評価」など、知財取引に関する項目ごとに、基本的な考え方・独占禁止法上の考え方・実践例等を示し、加えて、関連する相談・支援窓口や契約書ひな形を提示。

指針のポイント

①特定の事業者や業種に対象を絞らず、全業種を対象とした包括的かつ横断的な考え方を提示

②知的財産権等（知的財産権のほか、権利化されていないノウハウやデータ）の取引全般が対象

③公取委において**独占禁止法（優越的地位の濫用）等の考え方**を提示（約70事例）することに加え、特許庁・中企庁において、**適切な知財取引に向けた基本的な考え方やその実践例**（約50事例）を提示

④**様々な対価設定方法（レベニューシェア等）**や**対価設定における選択肢（成果物の工賃と知的財産権等の対価の区分等）**を提示

⑤活用可能な**相談窓口や体制を幅広く紹介**

フリーランス・事業者間取引適正化等法の目的・概要

目的

働き方の多様化が進展する中で、個人として業務を受託する事業者（フリーランス）が安定的に業務に従事する環境を整備するため、フリーランスに係る取引の適正化と就業環境の整備を図る

概 要

「特定業務委託事業者」
：**組織**（従業員を使用する）
※「従業員」には短時間・短期間等の一時的に雇用される者は含まない

業務委託

「特定受託事業者」
：**個人**（従業員を使用しない）

取引の適正化

○ **特定業務委託事業者の義務**
① 取引条件の明示 ※１
② 期日における報酬の支払
（原則受領日から60日以内のできる限り短い期間内）
※１ 従業員を使用していない事業者が特定受託事業者に対し業務委託を行うときについても同様

○ **特定業務委託事業者の禁止行為** ※２
① 受領拒否
② 報酬の減額
③ 返品
④ 買いたたき
⑤ 購入・利用強制
⑥ 不当な経済上の利益の提供要請
⑦ 不当な給付内容の変更、やり直し
※２ １か月以上の業務委託である場合

就業環境の整備

○ **特定業務委託事業者の義務**
① 募集情報の的確表示
② 育児介護等と業務の両立に対する配慮 ※
③ ハラスメント対策に関する体制整備
④ 中途解除等の事前予告、理由開示 ※
※ ６か月以上の業務委託である場合

○ **違反した場合等の対応**
公正取引委員会、中小企業庁長官又は厚生労働大臣は、特定業務委託事業者等に対し、違反行為について**報告徴収・立入検査、指導・助言、勧告、命令、公表**をすることができる
※ 勧告及び命令は、公正取引委員会又は厚生労働大臣のみがすることができる

フリーランス・事業者間取引適正化等法第２章の運用状況等

1　フリーランスとの取引に関する調査の実施状況

問題事例の多い業種に係る発注事業者を対象に「フリーランスとの取引に関する調査」を実施している。

年　度	発注事業者(名)
令和８年度	30,000
令和７年度	30,000
令和６年度	30,000

2　フリーランス・事業者間取引適正化等法違反被疑事件の処理状況

令和８年度（９月末時点）においては、勧告10件、指導450件の措置を講じている。

年　度	申出件数	新規着手件数	勧告件数	指導件数
令和８年度	443	455	10	450
令和７年度	604	1,625	10	1,542
令和６年度	92	137	0	54

3　フリーランス・事業者間取引適正化等法の普及・啓発

令和８年度（９月末時点）においては、事業者及び事業者団体を対象として、当委員会主催の説明会を合計21回実施している。

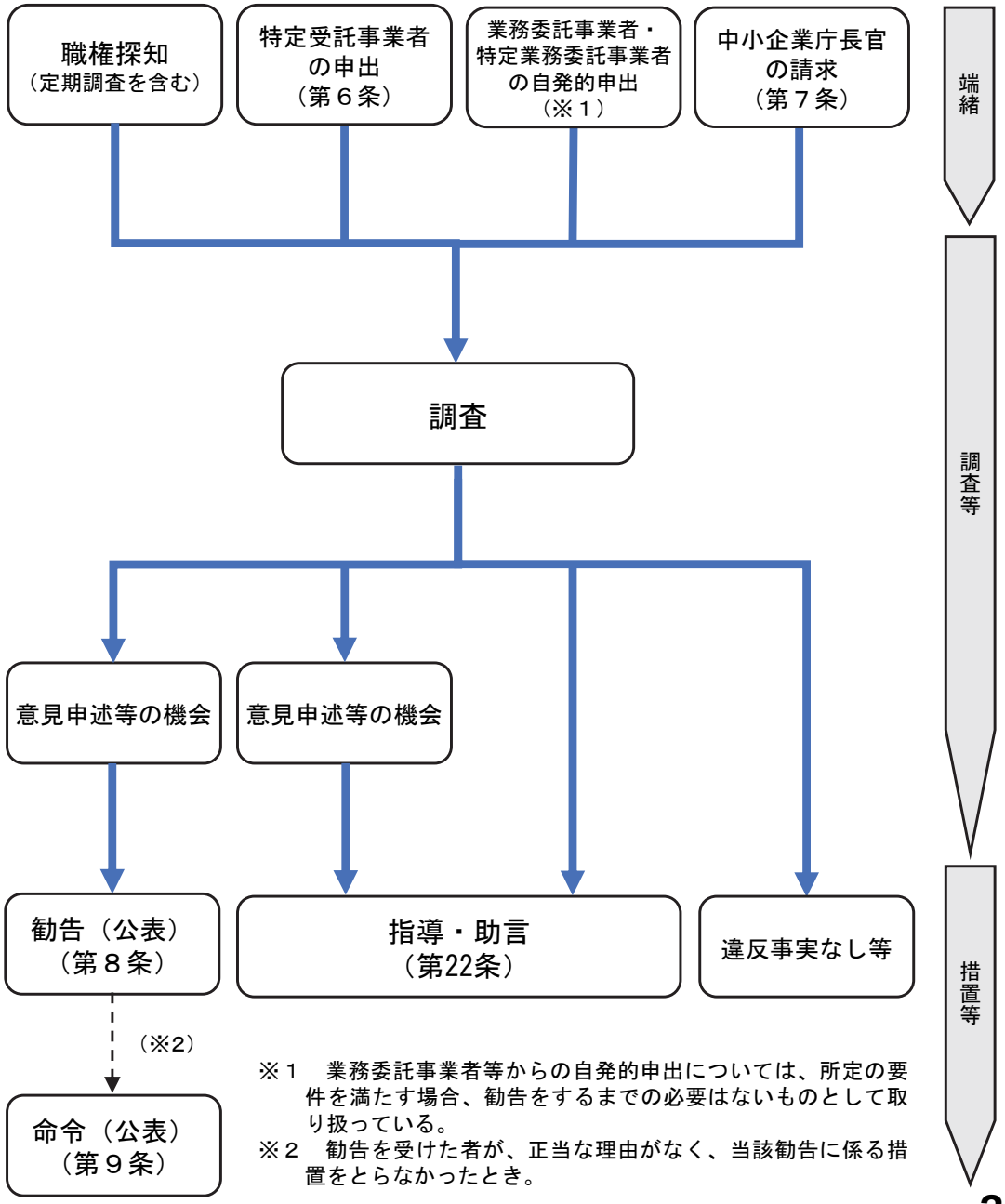
また、事業者団体等が開催する説明会等に職員を講師として24回派遣した。

4　フリーランス・事業者間取引適正化等法に係る相談

令和８年度（９月末時点）においては、地方事務所等を含めた全国の相談窓口において、2,180件の相談に対応している。

また、関係省庁と連携し、特定受託事業者が契約上・仕事上のトラブルについて弁護士に無料で相談できる相談窓口「フリーランス・トラブル110番」を設置・運営している。

（フリーランス・事業者間取引適正化等法第２章違反事件処理フローチャート）



※１　業務委託事業者等からの自発的申出については、所定の要件を満たす場合、勧告をするまでの必要はないものとして取り扱っている。

※２　勧告を受けた者が、正当な理由がなく、当該勧告に係る措置をとらなかったとき。

フリーランス・事業者間取引適正化等法の主な勧告案件

◇音楽教室を運営する事業者における不当な経済上の利益の提供要請事件（令和８年５月　勧告）

特定業務委託事業者　シアー㈱

音楽教室のレッスン、体験レッスンの実施等を委託



違反行為の概要
特定受託事業者に対し、無償で体験レッスンを行わせたことにより、特定受託事業者の利益を不当に害していた。

特定受託事業者（フリーランス）

◇出版業を行う事業者における取引条件の明示義務違反等事件（令和８年６月　勧告）

特定業務委託事業者　㈱KADOKAWA

原稿、写真データ、イラストの作成等を委託



違反行為の概要
特定受託事業者に対し、
①業務委託をした際、直ちに、取引条件を明示しなかった。
②報酬の支払期日までに報酬を支払わなかった。

特定受託事業者（フリーランス）

◇音楽教室等を運営する事業者における買いたたき等事件（令和８年６月　勧告）

特定業務委託事業者　㈱河合楽器製作所

音楽教室及び体育教室のレッスン、体験レッスンの実施等を委託



違反行為の概要
特定受託事業者に対し、
①業務委託をした際、直ちに、取引条件を明示しなかった。
②報酬の支払期日までに報酬を支払わなかった。
③体験レッスンの対価について、通常レッスンの対価に比し、著しく低い報酬の額を不当に定めた。

特定受託事業者（フリーランス）

◇エアコンの設置等を行う事業者における報酬の減額等事件（令和８年６月　勧告）

特定業務委託事業者　㈱ベイシア電器

エアコンの設置等の工事、パソコンの設定等のサポートの実施等を委託



違反行為の概要
特定受託事業者に対し、
①報酬の支払期日までに報酬を支払わなかった。
②業務委託時に定めた報酬の額から、計2,472,995円を差し引いた。
③一方的に、従来どおりに報酬の額を定めた。

特定受託事業者（フリーランス）

業界団体への要請等を実施した事例

○ 個別事件の措置に併せて、勧告の対象となった業種の事業所管省庁と連携し、業界団体への要請等を実施した事例

＜取適法＞

件名	措置の内容	関係省庁との連携の内容
株式会社ヨドバシカメラに対する件	勧告 （令和７年９月８日公表） ※中小企業庁長官からの措置請求案件	●経済産業省との連携 ➢ 公正取引委員会及び中小企業庁の連名で家電量販店向けに注意喚起文書を作成し、経済産業省から一般社団法人大手家電流通協会等へ周知 ➢ 一般社団法人大手家電流通協会主催取適法セミナーでの講演
トヨタ自動車東日本株式会社に対する件	勧告 （令和７年10月31日公表）	●経済産業省との連携 ➢ 一般社団法人日本自動車工業会に対し、法令遵守の徹底等を要請
三菱ふそうトラック・バス株式会社に対する件	勧告 （令和７年11月13日公表） ※中小企業庁長官からの措置請求案件	
株式会社スニックに対する件	勧告 （令和７年12月８日公表） ※中小企業庁長官からの措置請求案件	●経済産業省との連携 ➢ 一般社団法人日本自動車工業会、一般社団法人日本自動車部品工業会及び一般社団法人日本自動車車体工業会に対し、法令遵守の徹底等を要請
日産東京販売株式会社に対する件	勧告 （令和８年２月20日公表）	●経済産業省との連携 ➢ 一般社団法人日本自動車販売協会連合会に対し、法令遵守の徹底等を要請

＜フリーランス・事業者間取引適正化等法＞

件名	措置の内容	要請等の内容
株式会社光文社に対する件 株式会社小学館に対する件	勧告 （令和７年６月17日公表）	●出版関係事業者団体に対する要請 ➢ 出版関係事業者団体に対し、会員に本件勧告の内容を周知し違反行為の未然防止に努めるよう促すほか、団体として法令遵守の在り方について検討し、業界全体の取引適正化を一層推進するよう要請

実演家等と芸能事務所、放送事業者等及びレコード会社との取引の適正化に関する指針①（令和７年９月30日公表）

詳細はこちら

○本指針策定までの経緯等

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版（令和６年６月）

コンテンツ産業については、個人の創造性に重点が移りつつあることに鑑み、公正取引委員会の協力の下、優越的地位の濫用等を防止し、個人を守ることに力点を置いて、音楽・放送番組の分野の取引慣行等について実態調査を行い、本年内に完了する。（中略）

この調査結果を踏まえて、実演家と事務所との間の契約等を適正化する観点から、それに反する行為は独占禁止法に抵触するおそれがあることを示す指針の作成を図る。

実態調査報告書を公表（令和６年12月）

実態調査の結果、①芸能事務所と実演家の取引、②放送事業者又は番組制作会社（以下「放送事業者等」という。）と芸能事務所・実演家の取引、③レコード会社と芸能事務所・実演家の取引の三つの取引それぞれについて調査を行い、その一部について独占禁止法上の観点から問題となり得る行為を確認した。

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版（令和７年６月）

2024年に行った音楽・放送番組の分野の取引慣行等の実態調査を踏まえ、実演家と事務所との間の契約等を適正化する観点から、独占禁止法上の考え方を明確にする指針を策定し、関係省庁が連携してその指針の周知徹底を図る。

本指針の策定

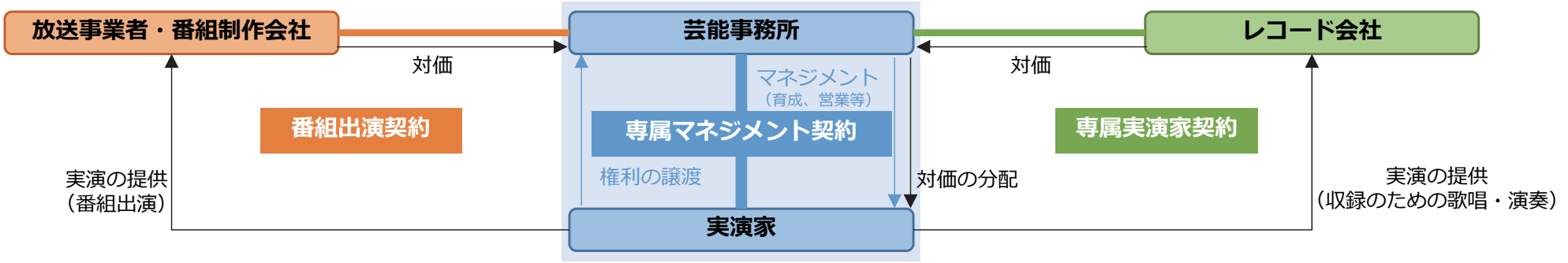
- 本指針は、実態調査報告書を踏まえ、上記①から③の取引における芸能事務所、放送事業者等又はレコード会社の採るべき行動について行動指針として取りまとめたもの。

 ※指針では、併せて「取引の適正化のために参考となる行動例」及び「独占禁止法上の観点から問題となり得る行動例」も示している。

- 内閣官房及び公正取引委員会は、関係府省庁・関係事業者団体等の協力を得て、本指針の周知を徹底する。

実演家等と芸能事務所、放送事業者等及びレコード会社との取引の適正化に関する指針②
（令和７年９月30日公表）

○本指針の対象となる取引及び行為



実演家と芸能事務所の取引	専属義務の期間	◆ 専属義務に係る契約期間の設定 ◆ 期間延長請求権
	競業避止義務等	◆ 競業避止義務等の規定
	移籍・独立に係る妨害行為	◆ 移籍・独立に係る金銭的給付の要求
		◆ 移籍・独立を希望する実演家に対する妨害
		◆ 移籍・独立した実演家に対する妨害
		◆ 共同又は事業者団体による移籍制限等
	実演家の権利に対する行為	◆ 成果物に係る各種権利等の利用許諾
		◆ 芸名・グループ名の使用制限
	実演家の待遇に関する行為	◆ 報酬に関する一方的決定 ◆ 業務の強制
	契約の透明性を妨げる行為	◆ 契約を書面により行わないこと、契約内容を十分に説明しないこと
		◆ 実演家に対する実演等に係る取引内容の明示 ◆ 実演家報酬に係る明細等の明示
放送事業者等と芸能事務所・実演家の取引	取引条件	◆ 業務依頼時の十分な交渉、契約条件の書面等での明示
レコード会社と芸能事務所・実演家の取引	契約終了後の活動制限	◆ 実演禁止条項の規定 ◆ 再録禁止条項

映画･アニメの制作現場における取引の適正化に関する指針①
（令和８年６月22日公表）

閣議決定

- **新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版（令和６年６月21日閣議決定）**

「映画・アニメ等のクリエイター個人の創造性が最大限発揮される取引環境を整備するため、（中略）映画・アニメの制作現場におけるクリエイターの取引環境に係る実態調査を行う。」

- **新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版（令和７年６月13日閣議決定）**

「映画・アニメ等のクリエイター個人の創造性が最大限発揮される取引環境を整備するため、（中略）（上記実態調査の）結果を踏まえて、独占禁止法上の考え方を明確にする指針を策定する。」

実態調査報告書の公表（令和７年12月）

調査対象

① **製作委員会等と元請制作会社間の取引**
② **元請制作会社と下請制作会社間の取引**
③ **制作会社とフリーランス間の取引**

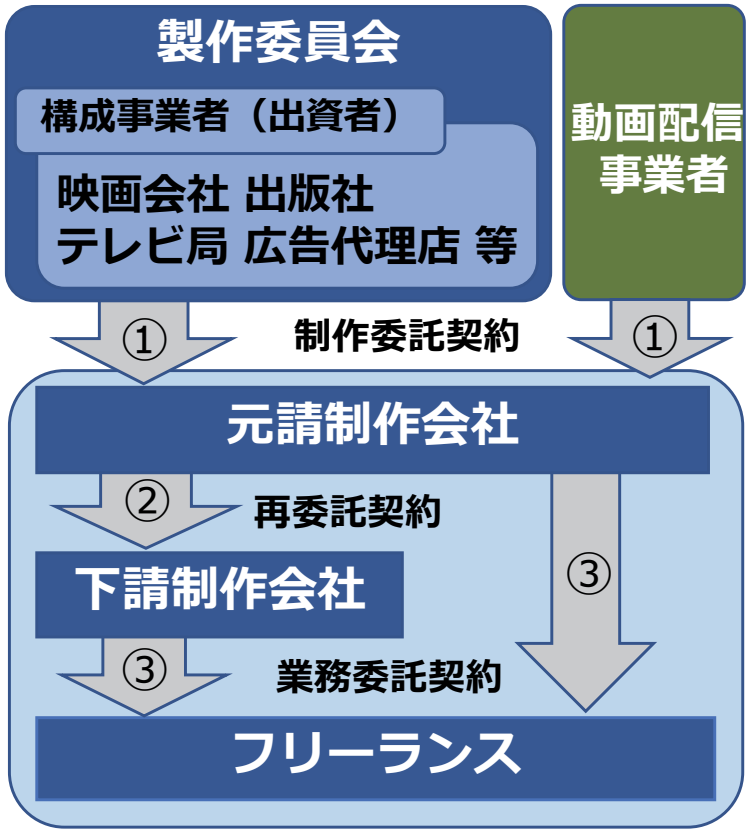
左記各取引段階について、独占禁止法、取適法、フリーランス・事業者間取引適正化等法（以下「独占禁止法等」という。）の観点などから問題となり得る行為を整理（次頁一覧表参照）。

本指針の策定

実態調査報告書を踏まえ、独占禁止法等の観点などから、上記①～③の各取引段階において、発注者が**採るべき行動**等※を示す。

※併せて「問題となり得る行動例」及び「取引の適正化のために参考となる行動例」についても示す。

取引の流れ



取引段階	取引時点	問題となり得る行為
① 製作委員会・元請制作会社間の取引	発注時点	◆ 不十分な取引条件の明示、明示の遅滞
		◆ 著しく低い取引対価（制作委託費） ◆ 一方的な取引対価の設定
		◆ 著作権の無償譲渡
	取引の履行過程	◆ 発注取消し
		◆ 期間延長等に伴う追加制作委託費の不払
		◆ 支払遅延（不払）
① 動画配信事業者・元請制作会社間の取引		◆ 一方的な取引対価の設定 ◆ 視聴回数等情報の非開示
② 元請制作会社・下請制作会社間の取引	発注時点	◆ 不十分な取引条件の明示、明示の遅滞
		◆ 著しく低い取引対価（制作委託費） ◆ 一方的な取引対価の設定
	取引の履行過程	◆ 発注取消し
		◆ 期間延長等に伴う追加制作委託費の不払
		◆ 減額・支払遅延（不払）
③ 制作会社・フリーランス間の取引	発注時点	◆ 不十分な取引条件の明示、明示の遅滞
		◆ 著しく低い報酬の額
		◆ 短納期発注による割増料金等の不払
	取引の履行過程	◆ 発注取消し
		◆ 期間延長等に伴う追加報酬の不払
		◆ 減額・支払遅延（不払）

不当廉売への対処

事業者が効率性によって達成した低価格で商品を提供するのではなく、採算を度外視した低価格によって顧客を獲得することは、独占禁止法の目的からみて問題がある場合があり、公正な競争秩序に悪影響を与えるときは、不公正な取引方法の一つである不当廉売として規制される。

考え方の明確化

事業活動の中でどのような行為が実際に違反となるかを具体的に示した指針（ガイドライン）を作成。

・不当廉売に関する独占禁止法上の考え方（平成21年12月）
・酒類の流通における不当廉売、差別対価等への対応について（平成21年12月）
・ガソリン等の流通における不当廉売、差別対価等への対応について（令和4年11月）
・家庭用電気製品の流通における不当廉売、差別対価等への対応について（平成21年12月）

流通実態調査

小売業者の不当廉売の問題の背景にあると考えられる製造業者と取引先との取引における問題について明らかにするため、流通実態調査を実施。

・ガソリン：平成25年7月及び平成28年4月公表

違反事件の処理

不当廉売注意事案数（迅速処理によるもの）

	酒類	石油製品	家電製品	その他	合計
令和６年度	18	186	1	48	253
令和７年度	7	124	0	28	159
令和８年度（４～９月）	1	53	0	22	76

最近の不当廉売警告事案

事　例	概　要
村上商事株式会社に対する件（令和８年２月）	村上商事株式会社は、京都府福知山市に所在する２給油所において、令和７年７月１日から同年８月３１日までのうちの一定期間、レギュラーガソリンについて、その供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給し、当該給油所の周辺地域に所在する他のレギュラーガソリンの販売業者の事業活動を困難にさせるおそれを生じさせた疑いがある。

様々な分野に関する実態調査等

公正取引委員会は、様々な分野に関する実態調査を積極的に行っており、実態調査において把握した事実等に基づき、独占禁止法・競争政策上の問題点・論点を指摘して、事業者や事業者団体による取引慣行の自主的な改善を促すことや、制度所管官庁による規制や制度の見直しなどを提言することを通じ、競争環境の整備を図っている。

※ 令和4年以降に公表した主な実態調査（現在実施中も含む。）を記載している。

デジタル

デジタルプラットフォーム関連

- ○コネクテッドTV及び動画配信サービス等（R6.3公表）
- ○ニュースコンテンツ配信分野（R5.9公表）
 ↓
 フォローアップ（調査中）
- ○モバイルOS等（R5.2公表）
- ○クラウドサービス分野（R4.6公表）

ソフトウェア

- ○ソフトウェア業の下請取引等（R4.6公表）
- ○官公庁における情報システム調達（R4.2公表）
- ○生成AI
 - ・Ver.1.0（R7.6公表）
 - ・Ver.2.0（R8.4公表）⇒40頁
- ○学習eポータル及び学習リソース（R7.12公表）

コンテンツ

- ○音楽・放送番組等の分野の実演家と芸能事務所との取引等（R6.12公表）⇒33、34頁
- ○映画・アニメの制作現場におけるクリエイターの取引環境（R7.12公表）⇒35、36頁

運輸

- ○タクシー等配車アプリ（R7.4公表）

金融

- ○フィンテックを活用したサービスに関するフォローアップ（R5.3公表）
- ○クレジットカードの取引（R4.4公表）

スタートアップ

- ○新規株式公開（IPO）における公開価格設定プロセス等（R4.1公表）

グリーン

- ○使用済みペットボトルのリサイクル（R5.10公表）
- ○電気自動車（EV）充電サービス
 - ・第一次（R5.7公表）
 - ・第二次（R6.5公表）

飲食料品

- ○フードサプライチェーンにおける商慣行（R7.5公表）

電力

- ○電力（卸分野）（R6.1公表）
- ○電力（発電・小売分野）（R7.4公表）

電気通信

- ○携帯電話端末の廉価販売（R5.2公表）

知的財産

- ○知的財産権・ノウハウ・データの取引（R8.3公表）

公正取引委員会におけるデジタル分野の主な取組

1．事件審査関係

※社名等一部略称。

○**マイクロソフト・コーポレーションら**による独占禁止法違反被疑行為に関する審査の開始及び第三者からの情報・意見の募集（R8.3）

○**Google LLC**に対する排除措置命令（拘束条件付取引）（R7.4）

○**Google LLC**から申請があった確約計画の認定（R6.4）

○**アマゾンジャパン**による独占禁止法違反被疑行為に関する審査の開始及び出品者からの情報・意見の募集（R6.10）

○**MCデータプラス**に対する排除措置命令（取引妨害）（R6.12）

○**エクスペディア・ロッジング・パートナー・サービシーズ・サール**から申請があった確約計画の認定等（R4.6）

2．企業結合審査関係

※括弧内は公表日又は９条通知日

○**グーグル・エルエルシー**による**ウィズ・インク**の株式取得（R8.6）

○**シノプシス・インク**による**アンシス・インク**の買収（R7.3）

○**ヒューレット・パッカード・エンタープライズ・カンパニー**及び**ジュニパー・ネットワークス・インク**の統合（R6.8）

○**TBSホールディングス**による**U-NEXT**の株式取得（R6.7）

○**日本生命保険**による**BCJ-43**の株式取得（R6.4）

3．ガイドライン関係

○「スマホソフトウェア競争促進法に関する指針」の策定（R7.8）

4．実態調査関係

○**生成AI**に関する実態調査報告書ver.2.0（R8.4）

○**生成AI**に関する実態調査報告書ver.1.0（R7.6）

○**タクシー等配車アプリ**に関する実態調査報告書（R7.4）

○**生成AIを巡る競争**に関するディスカッションペーパー（R6.10）

○**コネクテッドTV及び動画配信サービス等**に関する実態調査報告書（R6.3）

○**ニュースコンテンツ配信分野**に関する実態調査報告書（R5.9）

○**フィンテックを活用したサービス**に関するフォローアップ調査報告書（R5.3）

○**モバイルOS等**に関する実態調査報告書（R5.2）

○**ソフトウェア業の下請取引等**に関する実態調査報告書（R4.6）

○**クラウドサービス分野**の取引実態に関する報告書（R4.6）

○**官公庁における情報システム調達**に関する実態調査報告書（R4.2）

5．研究会・検討会関係

○**スマホソフトウェア競争促進法**の施行に向けた有識者検討会（R6.9～R7.7）

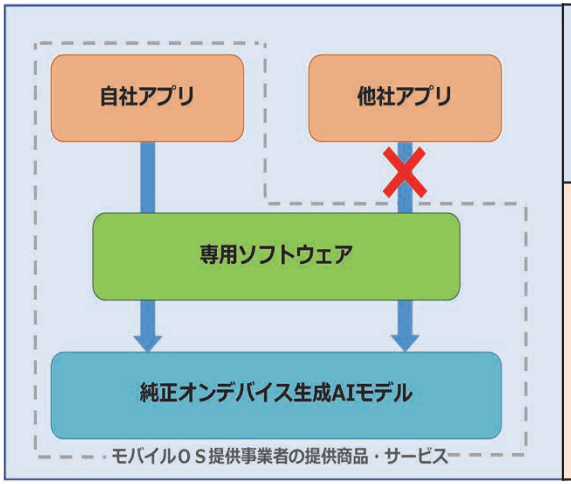
生成AIに関する実態調査報告書ver.2.0（令和8年4月16日公表）

公正取引委員会は、我が国の生成AI関連市場における**公正かつ自由な競争環境を維持**し、生成AIの持続的な進展を確保することにより、**更なるイノベーションを生み出す観点**から、また、**生成AIを健全な形で経済社会に実装する観点**も踏まえ、**生成AI関連市場の実態を把握するための調査**を実施。

令和８年４月：「生成AIに関する実態調査報告書ver.2.0」を公表

✓ 本報告書では、現状の生成AI関連市場の市場構造を３つのレイヤーに分けて整理した上で、独占禁止法上・競争政策上の論点として、「モバイルOS上の専用ソフトウェアに関する制限行為」及び「既存のデジタルサービスに生成AIを統合する行為」について考え方を整理した（以下その一部）。

1　モバイルOS上の専用ソフトウェアに関する制限行為



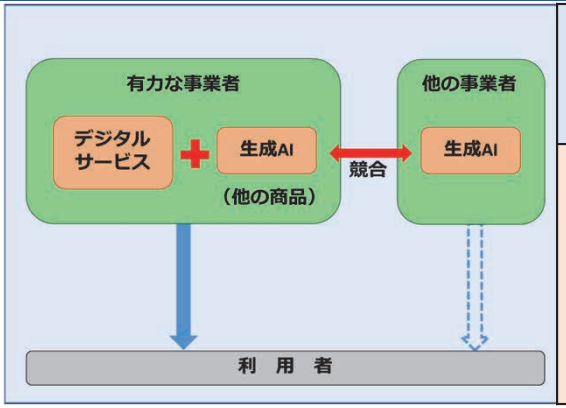
想定事例

モバイルOS提供事業者が、純正オンデバイス生成AIモデルを使用したアプリや商品・サービス市場において競合する他のアプリ開発事業者等に対して、自社のアプリや商品・サービスはアクセスできる専用ソフトウェアへのアクセスを制限する行為

＜独占禁止法の考え方＞

モバイルOS市場において有力な地位にある事業者が、純正オンデバイス生成AIモデルを使用したアプリや商品・サービス市場において競合する他のアプリ開発事業者等に対して、自社のアプリや商品・サービスはアクセスできる専用ソフトウェアへのアクセスを制限するような行為を行った場合において、競合する他の事業者の取引機会を減少させる又はこれらの事業者を排除する場合は、独占禁止法上問題となるおそれがある（私的独占、不公正な取引方法・一般指定14項（競争者に対する取引妨害）等）。

2　既存のデジタルサービスに生成AIを統合する行為



想定事例

特定のデジタルサービス市場において有力な地位にある事業者が、既存のデジタルサービスに生成AIを統合して利用者に提供する行為

＜独占禁止法の考え方＞

統合された従たる生成AIが「他の商品」に該当する場合において、そのような既存のデジタルサービスと生成AIの統合が、当該デジタルサービス市場において有力な地位にある事業者により行われ、従たる商品である生成AI関連市場に市場閉鎖効果が生じる場合は、当該統合は抱き合わせ販売に該当し、独占禁止法上問題となるおそれがある（私的独占、不公正な取引方法・一般指定10項（抱き合わせ販売等））。

スマホソフトウェア競争促進法の概要

背景・趣旨

○ **スマートフォンが急速に普及し、国民生活及び経済活動の基盤**となる中で、**スマートフォンの利用に特に必要な特定ソフトウェア（モバイルOS、アプリストア、ブラウザ、検索エンジン。これらを総称して「特定ソフトウェア」という。）の提供等を行う事業者は、特定少数の有力な事業者による寡占状態**である。

○ 特定ソフトウェアに係る市場においては、当該事業者の競争制限的な行為によって、公正かつ自由な競争が妨げられている。一方、これらの市場については、**新規参入等の市場機能による自発的是正が困難**であり、また、**独占禁止法による個別事案に即した対応では立証活動に著しく長い時間を要するとの課題**があることから、**公正かつ自由な競争を回復することが困難**である。

○ こうした状況を踏まえ、スマートフォンの特定ソフトウェアについて、**セキュリティの確保等を図りつつ、競争を通じて、多様な主体によるイノベーションが活性化し、消費者がそれによって生まれる多様なサービスを選択できその恩恵を享受できるよう、競争環境を整備する**必要がある。

法律の概要

（１）規制対象事業者の指定

公正取引委員会は、特定ソフトウェアを提供する事業の規模が、他の事業者の事業活動を排除又は支配し得るものとして政令で定める規模以上であるものを規制対象事業者として指定する（指定を受けた事業者を「指定事業者」という。）こととされている。

➡ Apple Inc.（及びその子会社のiTunes株式会社）とGoogle LLCを指定。

	指定した事業者の名称	当該指定に係る特定ソフトウェアの種類	ソフトウェアの名称
1	Apple Inc.（注）	基本動作ソフトウェア	iOS
		アプリストア	App Store
		ブラウザ	Safari
2	iTunes株式会社（注）	アプリストア	App Store
3	Google LLC	基本動作ソフトウェア	Android OS
		アプリストア	Google Play
		ブラウザ	Google Chrome
		検索エンジン	Google 検索

（注）Apple Inc.とiTunes 株式会社は、共同してアプリストアを提供している。

（２）禁止行為及び遵守義務

特定ソフトウェアを巡る競争上の課題に対応するため、指定事業者に対して、一定の行為の禁止（禁止行為）や、一定の措置を講ずる義務付け（遵守義務）が定められている。

（３）規制の実効性確保のための措置

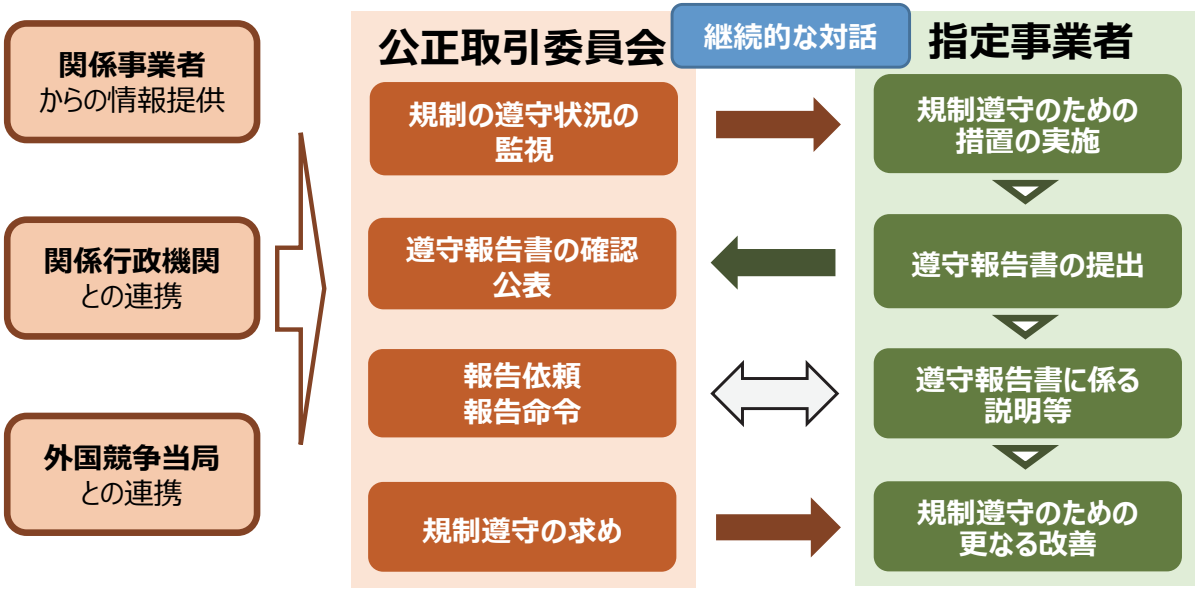
指定事業者による規制の遵守状況に関する報告、関係事業者による情報提供、関係行政機関との連携、公正取引委員会の調査権限や違反を是正するための命令、課徴金納付命令等の規定が整備されている。

スマホソフトウェア競争促進法の規制内容及び運用

	指定事業者に対する規制	正当化事由
禁止行為	①取得したデータの不当な使用の禁止【５条】	－
	②アプリ事業者に対する不公正な取扱いの禁止【６条】	－
	③他のアプリストアの提供妨害の禁止【７条１号】	○
	④モバイルOSの機能の利用妨害の禁止【７条２号】	○
	⑤他の課金システムの利用妨害の禁止【８条１号】	○
	⑥リンクアウト、ステアリングの制限等の禁止【８条２号】	○
	⑦他のブラウザエンジンの利用妨害の禁止【８条３号】	○
	⑧自社のソーシャルログインの利用強制の禁止【８条４号】	－
	⑨検索結果の表示における自社優遇の禁止【９条】	－
遵守義務	①取得データの使用条件等の開示に係る措置【10条】	－
	②取得データの利用者に対する移転に係る措置【11条】	－
	③デフォルト設定の変更、選択画面の表示に係る措置【12条１号イ･ロ･２号】	－
	④追加インストールの同意、アンインストールに係る措置【12条１号ハ･ニ】	－
	⑤仕様変更等の開示、期間の確保等に係る措置【13条】	－
その他	公正取引委員会への報告を理由とした不利益取扱いの禁止【15条２項】	－

スマホソフトウェア競争促進法の運用

- 指定事業者やアプリ事業者等のステークホルダーと継続的に対話しながら、ビジネスモデルの改善を求める



継続的なコミュニケーションを通じて
i. 違反行為が認められた場合
ii. 問題となり得る行為が改善されない場合

違反の疑いのある行為の調査

禁止事項に違反した場合
→ 排除措置命令
→ 課徴金納付命令（算定率20%）

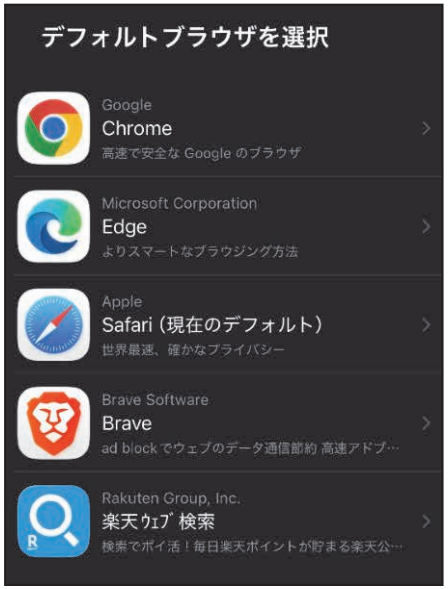
義務付けられた措置が講じられていない場合
→ 勧告
→ 命令

スマホソフトウェア競争促進法の全面施行後の状況

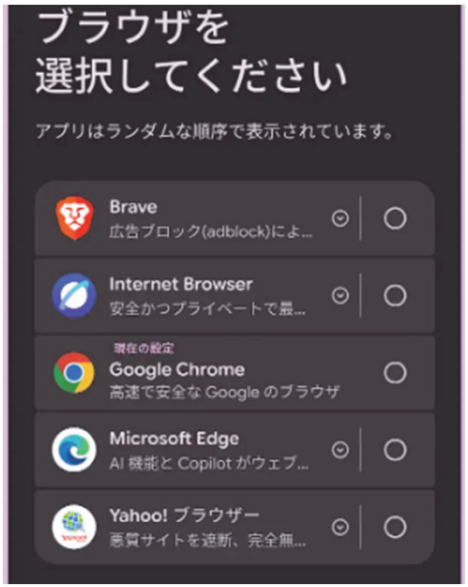
選択画面（チョイススクリーン）の導入

※ブラウザの場合を例示。検索についても表示される。

Apple（iPhone）



Google（Android端末）



（左図） 公取委職員のiPhone上で確認したもの（令和７年12月18日時点）
（右図）https://www.android.com/choicescreen/msca/（令和８年10月13日閲覧）より抜粋

代替アプリストアの参入

・法の施行により、新たにiOSでも代替アプリストアの参入が可能に。iOSでは、合計で６社の代替アプリストアが参入済み（令和８年８月31日時点）。

オフラインプロモーション施策が許容されることの明確化

・これまで実施の可否が不明確であった、アプリ内では購入できない限定コンテンツ（限定キャラクターやアイテム）の配布といったオフラインプロモーション施策について、Appleから提出された遵守報告書において、それらの施策を実施することが可能である旨が明確化された。



アプリストアの利用規約の変化

項目	Apple		Google	
代替アプリストア	不可	5%	手数料なし	手数料なし
代替決済	不可	21%	不可（ゲーム以外可）	20%（15%*）
文字列での外部誘導	不可	手数料なし	原則不可	手数料なし
リンクアウト	原則不可	原則15%	不可	20%（15%*）
標準となる料率	30%	26%	30%	25%（20%*）

*一定の条件を満たした場合

遵守報告書（法14条）

※全面施行日に提出された遵守報告書は令和８年２月17日公表

・指定事業者各社からの遵守報告書の提出
・（事業者の秘密を除いた上で）遵守報告書を公表（令和８年７月27日）

遵守報告書の詳細はこちら

公正取引委員会への相談について

公正取引委員会

Japan Fair Trade Commission

公正取引委員会では、対話を通じて事業者の予見可能性を確保することで、違反行為の未然防止を図り、イノベーションを引き出す市場環境の整備を進めるため、「開かれた公正取引委員会」として、事業者や事業者団体が、今後、自ら行おうとする、商品・役務の取引条件の設定、共同事業等の取組のほか、委託取引の代金や取引の対価の決定等についての個別具体的な内容が独占禁止法上、取適法上、フリーランス・事業者間取引適正化等法上又はスマホソフトウェア競争促進法上問題となるかどうかについての相談を受け付けている。

相談窓口は６０頁

「事前相談制度」による相談

- 公正取引委員会は、法運用の透明性を高め、相談制度の一層の充実を図るため、事業者等が行おうとする具体的な行為が、独占禁止法等の規定に照らして問題が無いかどうかの相談に応じ、書面により回答する「事前相談制度」を設けている。申出者名並びに相談及び回答の内容は原則公表する。
- 事前相談制度を利用した相談については、原則として、事前相談申出書を受領してから30日以内に書面により回答を行う。ただし、事前相談申出書を受領後、回答を行うために必要と判断される資料等の追加的提出を求めた場合には、全ての資料等を受領してから30日以内に回答を行う。

「事前相談制度」によらない相談

- 公正取引委員会では、相談者の負担軽減及び相談者・相談内容の秘密保持に配慮し、事前相談制度によらない相談（以下「一般相談」という。）も受け付けている。
- 一般相談は、電話、来庁等で相談内容の説明を受け、原則として口頭で回答するもので、相談内容等については原則として非公表としている。
- 独占禁止法に関する相談については、相談者以外にも参考になると考えられる事案について、相談者の了解を得た上で、相談の概要等を公表したり、年に１回「相談事例集」として主要な事例を取りまとめて公表している。

相談事例集はこちら

商工会議所及び商工会との連携（独占禁止法相談ネットワーク）

- 公正取引委員会は、独占禁止法等に関する中小事業者からの相談に適切に対応することができるように、商工会議所及び商工会の協力の下、独占禁止法相談ネットワークとして、全国の商工会議所及び商工会が有する中小事業者に対する相談窓口（2,200か所）を活用し、独占禁止法等に関する相談を受け付けている。

4 対話を通じた市場環境の整備
流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針の改正
（令和８年７月８日公表）

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

目的

- 事業者が、自社の商品を購入する小売業者等に対してその商品の販売価格を指示し、これを守らせる再販売価格維持行為は、競争手段の重要な要素である価格を拘束するものであり、独占禁止法上、原則として違法。
- 流通・取引慣行ガイドライン第１部第１の２(7)では、その例外として、「実質的にみて当該事業者が販売していると認められる場合」には、通常、違法とはならないという考え方を明らかにしているところ、本改正は、この従来の考え方を変更するものではなく、この考え方に該当する場合及び具体例を、第１部第１の２(7)③として追加するもの。

主な改正内容

【再販売価格維持行為の例外となる場合の考え方の明確化】

流通業者に対して商品を販売する場合であって、メーカーが、流通業者において当該商品のユーザーへの販売に至るまでに生じる危険及び費用を自ら負担することにより、実質的にみて当該メーカーがユーザーに販売していると認められる場合には、流通業者に対して、価格を指示しても、通常、違法とならない。

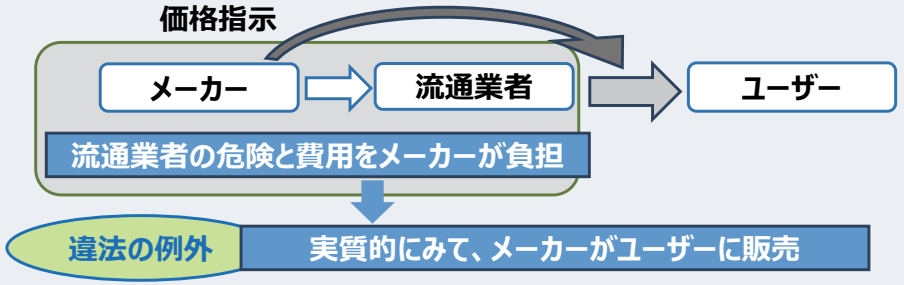
（第１部第１の２(7)③ 柱書）

改正内容の補足説明

【１．危険及び費用の内容】（第１部第１の２(7)③ （注５の２））

ユーザーへの販売に至るまでに生じる危険及び費用の内容は、個別具体的な事案に即して判断するが、以下は、通常、ユーザーへの販売に至るまでに生じる危険及び費用に含まれる。

a　売れ残った場合の危険
b　契約不適合があった場合の危険
c　在庫保管についての善良な管理者としての注意義務の範囲を超えて商品が滅失・毀損した場合の危険
d　代金回収が不能となった場合の危険
e　在庫保管費用、輸送費用、広告宣伝費その他のユーザーへの販売に至るまでに生じる費用



【２．協議の方法】（第１部第１の２(7)③ （注５の３）前半部分））

ユーザーへの販売に至るまでに生じる費用の実態を、メーカーが網羅的に把握することは困難な場合もあると考えられるところ、メーカーが、流通業者に対し、以下の事項をあらかじめ明示した上で、流通業者から協議の申出があった場合、当該申出の内容について当該流通業者と協議し、これら一連の過程で確認された費用をメーカーが負担した場合には、通常、メーカーが、ユーザーへの販売に至るまでに生じる費用を負担したものと考えられる。

a　流通業者においてユーザーへの販売に至るまでに生じる費用をメーカーが負担すること
b　当該費用の項目及びその負担方法
c　当該費用の項目に不足があるなどとして流通業者が協議を希望する場合にはその旨を申し出ることができること

【３．協議についての留意点】（同（注５の３）後半部分）

協議による合意の結果であるとしても、ユーザーへの販売に至るまでに生じる費用を、流通業者に一部でも負担させることとする場合には、メーカーが当該費用を負担したことにはならない。

その他の改正内容

改正内容に関連する実際の相談事例（※）を追加**（※R6事例１）**

よくある質問コーナー(独占禁止法)の追加

公正取引委員会のウェブサイトの「よくある質問コーナー（独占禁止法）」Q&A12-5に、ユーザーへの販売に至るまでに生じる費用の例示として、荷造費用、見本費用、人件費、研修費用、保険料等を追加。

今後の対応

独占禁止法違反行為の未然防止と事業者等の適切な事業活動に役立てるため、事業者等が実施しようとする具体的な取組に関する個別の相談に積極的に対応していく。

経済安全保障と独占禁止法に関する事例集（令和７年11月20日公表　公正取引委員会・経済産業省・国土交通省）

背景

➢ 令和７年４月に開催された経済産業省の有識者会議※において、事業者間における情報交換、連携、再編といった**経済安全保障の観点から実施する行為について**、独占禁止法に違反するおそれがあるとの漠然とした懸念などを理由に、**事業者間の対話を萎縮してしまうとの指摘**。

※　「経済安全保障に関する産業・技術基盤強化のための有識者会議」（座長：白石 隆 熊本県立大学特別栄誉教授）

事例集の性格

➢ **経済安全保障に関連する想定事例として**、経済産業省及び国土交通省から提示された**１５の事例について**、提示された内容を前提に、公正取引委員会が**独占禁止法上の考え方を示す**もの※。

※　第８回「経済安全保障に関する産業・技術基盤強化のための有識者会議」（令和７年11月20日）において説明・公表

今後の取組

➢ **本事例集を事業者等に周知**するとともに、**積極的に事業者等からの相談への対応を行っていく**。

詳細はこちら

主な事例についての独占禁止法上の考え方

業務提携・買収提案に関する情報交換

海外事業者から業務提携や企業結合の提案を受けた事業者が、当該**提案がなされた事実について**、他の事業者、所管省庁又は業界団体との間で**情報交換・共有すること**は、通常、**独占禁止法上問題とならない**。

流出を防ぐべき技術範囲に関する情報交換

重要な技術やノウハウを有する事業者が、海外事業者への**流出を防ぐべき重要な技術やノウハウの種類又は用途について**、他の事業者、所管省庁又は業界団体との間で**情報交換・共有すること**自体は、通常、**独占禁止法上問題とならない**。

なお、事業者間で、共同して技術やノウハウの内容又は水準について取り決めることにより、技術や製品をめぐる競争に悪影響を及ぼす場合には、技術制限カルテルとして独占禁止法上問題となるおそれがある。

重要原材料の調達に関する情報交換及び共同調達

国際情勢の著しい変化等の外的ショックにより、震災時と同程度の調達途絶が発生した緊急時の場合又は震災時と同程度の調達途絶が発生する蓋然性が客観的に高い切迫した状況にあると政府全体で判断した場合の対応として、経済安全保障の確保を目的に、重要原材料の不足が深刻な期間に限り、事業者の間で、調達数量、調達先等の必要な情報に限って**情報交換を行い**、安定調達のために必要な**共同調達を行う場合**には、**原則として独占禁止法上問題とならない**。

なお、重要原材料の著しい不足が解決された後は、本件共同調達を直ちに終了する必要がある。　等

国内で寡占的な複数事業者の統合・合併

造船業（外航船）については、国境を越えて地理的範囲が画定される場合がほとんどであるが、海外に有力な競争者が存在し競争に与える影響は大きくないと評価できる場合には、通常、**独占禁止法上問題とならない**。　等

令和８年度官製談合防止に向けた発注機関の取組に関する実態調査報告書（令和８年４月27日）

公正取引委員会 Japan Fair Trade Commission

調査の趣旨

官製談合防止法※等の違反事件が後を絶たない状況

► 官製談合等を防止するための発注機関の取組に関する実態調査を８年ぶりに実施

報告書の詳細はこちら👉

調査結果の概要　　各取組の実施割合は30年調査からおおむね増加傾向にあるものの、未然防止への取組はいまだ道半ばである

官製談合防止法等の違反原因

報告書P. 125

- 職員のコンプライアンス意識不足
- 目が行き届かない組織体制



官製談合等の防止のための取組を実施してこなかった理由

報告書P. 129

- 予算、人員等のリソース不足
- 従前、特に指摘がないための前例踏襲

⚠ 各取組を実施していない場合のリスク

報告書P. 130-141

（1）職員が入札談合等に関与しないよう遵守すべきことを定めた規定類の整備

実施しないと… 職員が知らずに違反に加担をしてしまう

（2）職員を入札談合等に関与させないための発注機関の体制面の整備

実施しないと… 不適切な意図を持った発注を行った場合にその違反行為を見過ごしてしまう

（3）コンプライアンス意識の向上のための周知啓発【最優先】

実施しないと… 違反原因の多くはコンプライアンスの意識不足により違反事件に直結する可能性



（4）職員を入札談合等に関与させないためのその他の取組

実施しないと… 入札結果の妥当性の確認や違反行為を発見する機会を失する

予算や人員等のリソースの有無にかかわらず、違反等事件が発生した際のコストは甚大である

公正取引委員会が行う支援

報告書P. 142-143

- テキストや支援ツールの公表 … テキスト「入札談合の防止に向けて」　官製談合防止マニュアルチェックリスト
- 相談への対応 … 官製談合防止法に関すること：経済取引局総務課、入札結果の分析に関すること：経済分析室
- 各発注機関への講師派遣等 … 【無償】発注機関職員への官製談合防止法等の研修会への講師派遣

※入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（入札談合等関与行為防止法）を指す

企業結合審査の概要①

独占禁止法は、①一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合等における株式保有・役員兼任・合併・分割・共同株式移転・事業譲受け等の禁止、②事業支配力が過度に集中することとなる会社の設立等の禁止及び③銀行又は保険会社の議決権保有の制限を規定するとともに、一定規模等の条件を満たす企業結合についての届出又は報告義務を規定している。

公正取引委員会は、届出が行われた企業結合等について届出会社とのコミュニケーションを十分にとりつつ、迅速かつ的確に審査を行っている。

1 企業結合審査の基本的な考え方

企業結合計画

株式保有、役員兼任、合併、分割、共同株式移転、事業譲受け等

一定の要件に合致するものは、事前届出の義務（30日前）※

→

○企業結合により
○一定の取引分野における
○競争を実質的に制限することとなる場合

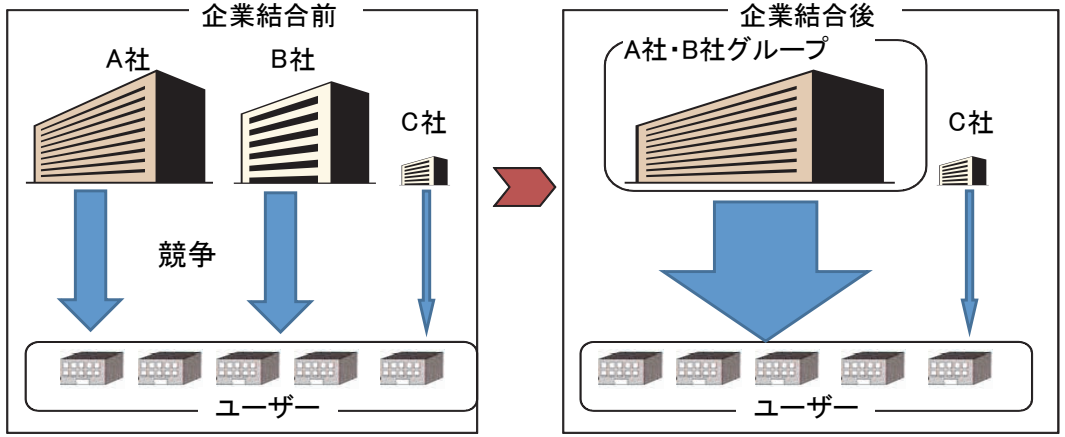
→

企業結合の禁止

※ただし、独占禁止法上の問題を解消する措置が採られる場合には容認

※ なお、一定の要件を満たさない企業結合計画であっても、我が国の需要者に対する影響が見込まれる場合には、必要に応じて企業結合審査を実施する。

競争制限の具体例



- A社・B社グループが販売価格を自由にコントロール
- ユーザーにとって購入先の選択肢が狭まり、売手の値上げに対抗する手段が無くなる

企業結合審査の概要②

2 一定の取引分野の画定

一定の取引分野の画定に当たっては、当事会社グループが行っている事業全てについて、取引の対象となる商品の範囲及び地理的範囲をそれぞれ画定する。基本的には、需要者にとっての代替性の観点から、また、必要に応じて供給者にとっての代替性の観点からも画定。

3 競争の実質的制限

(1)企業結合の形態

水平型企業結合	同一の一定の取引分野で競争関係にある会社同士の企業結合
垂直型企業結合	川上市場の会社と川下市場の会社との企業結合(例:メーカーとその商品の販売事業者間の合併)
混合型企業結合	水平型でも垂直型でもない企業結合(例:異業種に属する会社間の合併)

(2)企業結合審査におけるセーフハーバー

(セーフハーバーとは、通常、競争上問題とならないと考えられる範囲)

水平型企業結合	① HHI1,500以下 ② HHI1,500超2,500以下かつHHI増分250以下 ③ HHI2,500超かつHHI増分150以下
垂直・混合型企業結合	① 市場シェア10%以下 ② HHI2,500以下かつ市場シェア25%以下

(注)HHI(ハーフィンダール・ハーシュマン指数)とは、一定の取引分野における各事業者の市場シェアを2乗して合計したもの。

※ ただし、セーフハーバーに該当しない場合であっても、直ちに違法となるわけではない。

(3)セーフハーバー基準に該当しない事案については、以下の判断要素を勘案して、競争制限の有無を判断

①当事会社グループの地位及び競争者の状況
②輸入(おおむね2年以内を目安に評価)
③参入(おおむね2年以内を目安に評価)
④隣接市場からの競争圧力
⑤需要者からの競争圧力
⑥総合的な事業力・効率性
⑦当事会社グループの経営状況
⑧一定の取引分野の規模

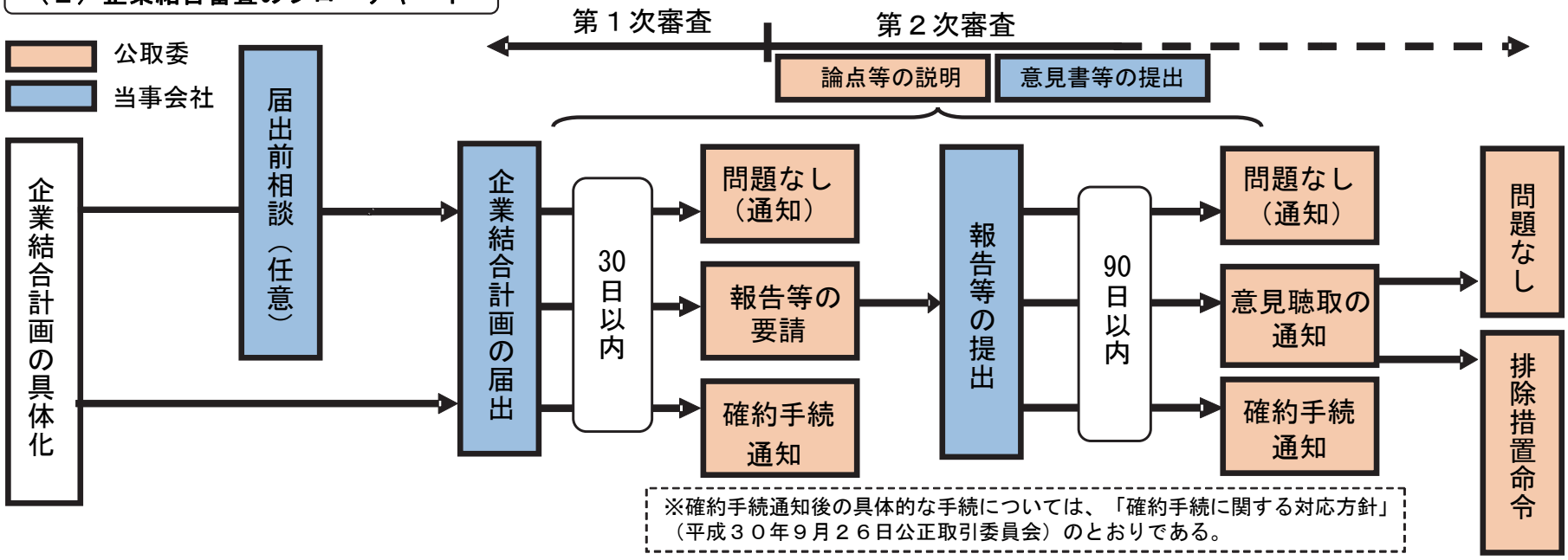
企業結合審査の概要③

4 企業結合計画に関する届出制度・届出等件数

（1）企業結合計画に関する届出制度

独占禁止法では、一定規模を超える会社が、株式取得、合併、分割、共同株式移転及び事業等譲受けを行う場合には、あらかじめ公正取引委員会に届け出なければならないとされている。

（2）企業結合審査のフローチャート



（3）届出等件数

年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
届出件数	３０６	３４５	４３７	４５８
第１次審査で終了したもの	２９９	３３５	４２３	４４９
うち禁止期間の短縮を行ったもの	（２４３）	（２６２）	（３６８）	（３９８）
第１次審査終了前に取下げがあったもの	7	１０	１４	8
第２次審査に移行したもの	0	0	0	1

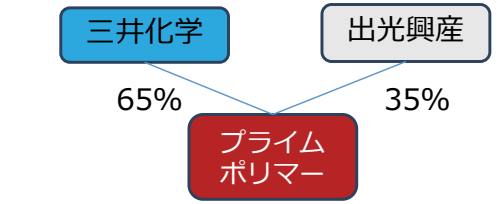
（注）届出の処理状況については、各年度に届出を受理したものについて、その年度に処理したか否かにかかわらず記載している。

企業結合審査の事例①

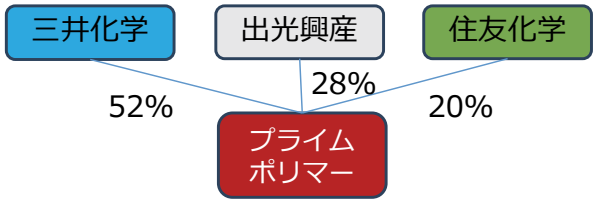
○株式会社プライムポリマーによる住友化学株式会社のポリプロピレン及び直鎖状低密度ポリエチレンの製造販売事業の吸収分割について
（令和８年４月２４日公表）

1 本件行為の概要

本件行為前



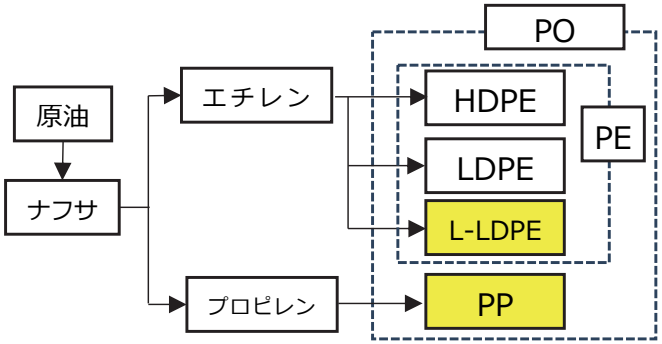
本件行為後



・次の２分野の製造販売事業を営むプライムポリマーは、住友化学の当該２分野の製造販売事業を吸収分割によって承継。**当該２分野を重点審査**。
　①ポリプロピレン（ＰＰ）
　②直鎖状低密度ポリエチレン（Ｌ－ＬＤＰＥ）
・住友化学はプライムポリマーの株式を対価として取得。
・プライムポリマーは三井化学、出光興産及び住友化学の共同出資会社となる。

2 一定の取引分野の画定

・ナフサから生成される合成樹脂であるポリオレフィン（ＰＯ）には、エチレンを主原料とするポリエチレン（ＰＥ）やプロピレンを主原料とする**ポリプロピレン（ＰＰ）**がある。
・ポリエチレン（ＰＥ）には、高密度ポリエチレン（ＨＤＰＥ）、低密度ポリエチレン（ＬＤＰＥ）及び**直鎖状低密度ポリエチレン（Ｌ－ＬＤＰＥ）**がある。
・主な用途の一例
　ＰＰ：自動車のバンパー、洗剤容器、衣装ケース等
　Ｌ－ＬＤＰＥ：包装材（液体小袋、チューブ等）、ボトルキャップ等
・本件では、**ＰＰの製造販売業（日本全国）**及び**Ｌ－ＬＤＰＥの製造販売業（日本全国）**と画定。



3 競争の実質的制限の検討（水平型企業結合）

ポリプロピレン（ＰＰ）

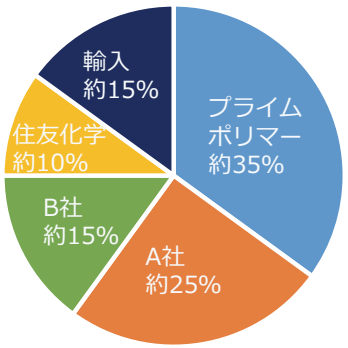
・**競争者の牽制力あり**：有力な競争者の存在、競争者における一定の供給余力、需要の減少傾向と装置産業の特徴等を考慮。
・**輸入圧力あり**：市場シェアで約15%の輸入品が流通。ただし、高品位用途（物性や異物管理等に対する需要者の要求水準が高い用途）では、需要者が輸入品の調達に消極的で、輸入圧力は限定的。
・**需要者からの競争圧力あり**：取引先の変更可能性あり。その他、市場が縮小していること、情報の非対称性がないことを考慮。

直鎖状低密度ポリエチレン（Ｌ－ＬＤＰＥ）

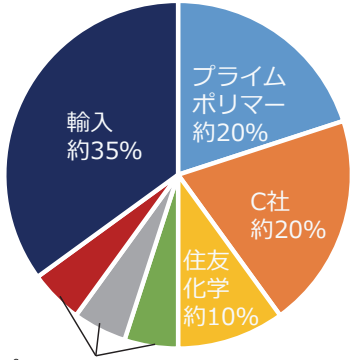
・**競争者の牽制力、輸入圧力、需要者からの競争圧力あり。**

市場シェア

ＰＰ



Ｌ－ＬＤＰＥ



※「プライムポリマー」は三井化学グループ
「住友化学」は住友化学グループ

D社~F社
各0~5%

4 結論

本件行為により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるとはいえない。

企業結合審査の事例②

○沖電気工業株式会社、株式会社日立製作所及び日立チャネルソリューションズ株式会社によるATM、営業店端末等の事業の統合に関する審査結果について（令和８年９月１８日公表）（１/２頁）

本件統合の構図

<本件統合前>

親会社

日立製作所

100.0%

沖電気工業
ATM等の製造事業

HCS(日立チャネルソリューションズ)
ATM等の製造事業

<本件統合後>

沖電気工業

日立製作所

60.0%

40.0%

HCS(日立チャネルソリューションズ)
ATM等の製造事業

・HCSは、沖電気工業のATM、営業店端末等の製造事業を吸収分割によって承継。
・沖電気工業はHCSの株式を取得。

HCSは沖電気工業及び日立製作所の共同出資会社となる。

一定の取引分野の画定（ATM）

商品役務範囲

各モジュールの製造販売業

紙幣入出金部、硬貨入出金部、通帳記帳部、カードリーダープリンタ、電源ユニットごとに画定

筐体に組立て

ATMの仕様開示等の協力

ATMハードウエアの製造販売業

ATMの監視受託業

ソフトウエアを搭載

ATM完成品の製造販売業



地理的範囲は**日本全国**

競争の実質的制限の検討（ATM）

水平型企業結合(各モジュール、ATMハードウエア、ATM完成品)

・**競争事業者による競争圧力は認められない又は限定的**
　紙幣入出金部及び通帳記帳部の製造販売業においては、競争事業者が存在しない。
　他のモジュール及びATMハードウエアの製造販売業においては、競争事業者が少なく、競争事業者は当事会社から各モジュールを購入していることも踏まえると、競争事業者の牽制力が十分に働くとまでは認められない。
　ATM完成品の製造販売業においては、統合後の当事会社グループの合算市場シェアは約65%と高く、最も市場シェアが高い競争事業者との間のシェアの格差も大きい。
・輸入圧力、参入圧力、需要者からの競争圧力等**その他の考慮要素で酌むべき事情は認められない。**

競争が実質的に制限されることとなるおそれがある。

垂直型企業結合(①各モジュール(川上)/ATMハードウエア(川下)、②ATMハードウエア(川上)/ATM完成品(川下))

・川上市場の競争事業者について、川下市場の競争事業者にとって切替え先として十分に機能するだけの供給余力があるとは認められない中で、当事会社グループが**川上市場**である**各モジュールやATMハードウエアの供給拒否等をした場合、川下市場のATMハードウエアメーカーやATM完成品メーカーは事業を継続できなくなる（投入物閉鎖）**。

競争が実質的に制限されることとなるおそれがある。

混合型企業結合(ATMハードウエア/ATM監視受託業)

・ATMハードウエア製造販売業において、ATMハードウエアを供給する主要なメーカーは当事会社グループのみとなる中で、当事会社グループが、**ATM監視サービスの提供に必要な協力を拒否する等した場合、他のATM監視受託業者が市場から排斥されるおそれがある。**

競争が実質的に制限されることとなるおそれがある。

企業結合審査の事例②

○沖電気工業株式会社、株式会社日立製作所及び日立チャネルソリューションズ株式会社によるATM、営業店端末等の事業の統合に関する審査結果について（令和８年９月１８日公表）（２/２頁）

一定の取引分野の画定（営業店端末）

商品役務範囲

各デバイスの製造販売業

制御装置、通帳伝票プリンタ、イメージスキャナごとに画定

デバイスを配置・配線、アプリケーションを搭載

営業店端末システムの製造販売業



（出典：HCSのHP）

地理的範囲は**日本全国**

競争の実質的制限の検討（営業店端末）

水平型企業結合(各デバイス、営業店端末システム)

・**競争事業者による競争圧力は限定的**

各デバイスの製造販売業においては、競争事業者が少数かつ競争事業者の供給余力は十分とはいえない。

営業店端末システムの製造販売業においては、統合後の当事会社グループの合算市場シェアは約40%となるところ、競争事業者は、当事会社等から各デバイスを購入していること等も踏まえると、これらの競争事業者の牽制力が十分に働くとまでは認められない。

・輸入圧力、参入圧力、需要者からの競争圧力等**その他の考慮要素で酌むべき事情は認められない。**

競争が実質的に制限されることとなるおそれがある。

垂直型企業結合(各デバイス(川上)/営業店端末システム(川下))

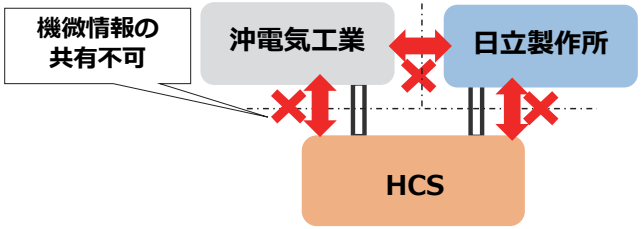
・川上市場の競争事業者について、川下市場の競争事業者にとって切替え先として十分に機能するだけの供給余力があるとは認められない中で、当事会社グループが**川上市場**である**各デバイスの供給拒否等をした場合**、**川下市場**の**営業店端末システムメーカーは事業を継続できなくなる（投入物閉鎖）**。

競争が実質的に制限されることとなるおそれがある。

当事会社から申出があった問題解消措置

以下の措置を本件統合の実行日から５年間継続する

① 沖電気工業・日立製作所・HCS間の情報遮断、異動制限等
⇒ 当事会社グループによる販売競争を確保



② 各モジュール、ATMハードウエア及び各デバイスについて、既存の取引先事業者に対して、本件統合後、正当な理由なく、供給拒否等を行わないなどの供給確約措置

③ ATM監視受託業に必要な情報を開示するなど、同業に対する支援措置
⇒ ②及び③により、各市場の競争事業者の牽制力を確保

④ 監視受託者（モニタリングトラスティ）による①から③までの措置についての履行監視及び公正取引委員会への定期報告

結論 **問題解消措置が講じられることを前提とすれば、本件統合により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるとはいえないと判断。**

国際協力の推進

世界各国・地域の競争当局との関係強化

- 公正取引委員会と海外競争当局間の協力・連携の強化の推進
 - 協力覚書に署名。直近の例：欧州委員会（R7.7）、英国（R7.9）。
 - 競争政策に関する意見交換を実施。直近の例：シンガポール（R8.4 シンガポール）、ASEAN事務局（R8.4 ジャカルタ）、欧州委員会（R8.5 マニラ）、メキシコ（R8.9 フィレンツェ）。
- 地域貿易強化のための経済連携協定が市場競争を一層促進するよう、協定交渉に参加。直近の例：UAEなど。

国際競争ネットワーク（ICN）

- 競争法の国際的収れんを目的とする各国・地域の競争当局による、常設の事務局を持たないバーチャルなネットワーク（H13.10設立）。R8.3現在139の国・地域の152当局で構成。
- 国際機関（OECDなど）、弁護士、エコノミスト等も非政府アドバイザー（NGA）として議論に参加。
- 年次総会（R8.5 マニラ。R9.5 エストリル（予定））。
- 各種ワークショップ等の開催、ベストプラクティス等の作成。

OECD競争委員会

- 競争法及び競争政策の進展や、各国競争当局に共通する新たな課題等について議論。
- 競争委員会の下に第二作業部会及び第三作業部会が設置され、パリで年2回（6月・12月）会合を開催するほか、非加盟国・地域や関連団体も招請した「競争に関するグローバルフォーラム」を年1回開催。
- 我が国の経験の共有など、積極的に議論に貢献。

G7競争サミット

- R3以降、毎年開催。
- R7.10 オタワサミット：デジタル分野における競争上の問題、特にアルゴリズムによる価格設定について議論。
- 「デジタル市場における競争を促進するための各当局の取組」の要約（Compendium）を公表。
- R8は12月にパリで開催予定。

東アジア競争政策トップ会合（EATOP）及び東アジア競争法・政策カンファレンス（EAC）

- EATOP：東アジア地域の競争当局のトップ等が一堂に会し、率直な意見・情報交換を通じて地域の協力関係を強化。
- EAC:競争当局に加え、学界、産業界等も交えて、同地域における競争法・政策の普及・広報に寄与。
- R8.2に東京で第20回EATOP（14当局の代表者が参加）、第17回EACを開催。参加当局間のスタッフが技術支援のニーズや最新の取組に関する情報共有のために連絡を取り合う体制（リエゾングループ）の設立を提唱。

技術支援

- 海外の競争当局等に対する職員派遣、研修実施等による競争法・政策分野の技術支援活動。
- 最近の支援対象：ケニア、スリランカ、フィジー、フィリピン、ベトナムなど

公正取引委員会の体制の強化

近年、競争環境を積極的に創造し、市場監視の機能・体制を充実させるなど、競争政策を強力に実施することが求められている。

これに資するよう、政府全体において簡素で効率的な行政組織の確立が推進されている中で、公正取引委員会の体制については、年々、整備・充実が図られてきているところである。

また、公正取引委員会は、複雑化する独占禁止法違反事件に対する厳正な対処、経済分析能力やデジタル分野の知見向上等を図るため、各種研修を実施するなど職員の知識・能力の向上に努めるとともに、法曹資格者、エコノミスト、電子証拠収集専門家、民間実務経験者、デジタル・アナリスト等各方面からの多様な人材の受入れに積極的に取り組んでいる。

○公正取引委員会の定員数の推移（直近５年度）

年度	4（年度当初）	（4（緊急増員後））	5	6	7	8
定員数（人）	836[854]	（886[904]）	923[924]	925[927]	943[957]	952[995]
対前年度増減数（人）	13	（50）	87[70]	2[3]	18[30]	9[38]

（注1）定員数には、委員長及び委員4人を含まない。
（注2）[　]内は時限定員を含んだもの。
（注3）物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策（令和4年10月28日閣議決定）において「中小企業等が価格転嫁しやすい環境の実現」に向けて「公正取引委員会等の執行体制を強化する」とされたことを踏まえ、令和4年12月9日、定員50人の緊急増員等を実施。
（注4）令和4年度緊急増員後及び令和5年度の対前年度増減数は、いずれも令和4年度当初からの増減数。

令和８年度の体制強化

○　取引適正化検査管理官の新設、上席取引適正化検査官の新設・振替、
　　取引適正化管理官（中部・近畿・九州事務所）の新設
○　定員増６３人（定員合理化等の減を差し引いた純増は３８人）
　　・取引適正化のための取組の推進　　５９人
　　・競争政策の運営基盤の強化　　３人
　　・その他　　１人

○公正取引委員会の当初予算額の推移（直近５年度）

年度	4	5	6	7	8
予算額（百万円）	10，487 [10，846]	11，132 [11，490]	11，831 [12，188]	15，370 [15，845]	12，829 [13，144]
対前年度増減率（%）	▲8．5 [▲5．4]	6．2 [5．9]	6．3 [6．1]	29．9 [30．0]	▲16．5 [▲17．0]

（注）[　]内はデジタル庁一括計上予算を含んだもの。

競争政策研究センターの概要（CPRC：Competition Policy Research Center）

独占禁止法・経済学等の外部の研究者・実務家が所長・主任研究官・客員研究員として参画し、中長期的観点から独占禁止法の運用や競争政策の企画・立案・評価を行う上での理論的・実証的な基礎を強化するための活動を展開

※検討会報告書、ディスカッション・ペーパー（DP）、公開イベントの資料・講演記録等については、Webサイトで公表

役　職	氏　名	所　属
所　長	中林　純	京都大学大学院経済学研究科教授
主任研究官	青柳　由香	法政大学法学部教授
	鈴木　彩子	早稲田大学国際学術院国際教養学部教授
	渕川　和彦	慶應義塾大学法学部准教授
	若森　直樹	慶應義塾大学商学部教授

競争政策上の先端的な課題についての研究活動

検討会の開催

法学、経済学等の各分野の専門家をメンバーとする検討会を開催

（最近の例）

データ市場に係る競争政策に関する検討会（令和３年６月報告書公表）

データ流通・利活用の促進に係る取組状況及び課題を踏まえ、主にデータの利活用やそのための仕組みの構築等を検討するに当たり、競争政策の観点から望ましい事項を整理。

ディスカッション・ペーパー（DP）の執筆・公表

学識経験者等が、公正取引委員会の担当部局と議論しながら、論考を発表。

（最近の例）　※執筆者の肩書きは公表時点

評判操作と供給寡占競争

安井佑太（高知工科大学経済・マネジメント学群講師・競争政策研究センター客員研究員）
吉本久維（グラスゴー大学アダムスミスビジネススクール上級講師・競争政策研究センター客員研究員）　（令和８年２月）

独禁法解釈論における目的とイデオロギーの位置付け

宍戸聖（成蹊大学法学部准教授・競争政策研究センター客員研究員）　（令和７年10月）

ダークパターンを巡る競争政策及び独占禁止法上の論点

菱沼功（競争政策研究センター研究員・公正取引委員会事務総局経済研究官）他　（令和７年５月）

競争政策の普及・啓発活動

競争政策の動向に係るステークホルダーの理解増進のため、シンポジウム等を開催

シンポジウム

（最近の例）

第８回大阪シンポジウム「これからの競争・消費者政策～2030年に向けて～」　（令和８年２月）

第24回国際シンポジウム「新時代のカルテル・入札談合対策～国内外の最新研究と実務への示唆～」　（令和７年10月）

公開セミナー

（最近の例）

第55回公開セミナー
「新たな商習慣の定着のために～下請法から取適法へ～ 」　（令和８年６月）

第54回公開セミナー
「フリーランスをめぐる取引の適正化の現状と展望」　（令和７年７月）

競争政策上の課題の把握

第一線で活躍されている企業・実務家・内外の研究者による講演会（CPRCセミナー、BBL（Brown Bag Lunch）ミーティング等）を開催

CPRCセミナー

競争政策上の将来の研究課題の発掘等に資するために、有識者による講演（CPRCセミナー）を随時開催。

BBLミーティング

将来の研究課題の発掘等に資するために、競争政策の観点から注目すべき業界の動向等について、昼食時間等を利用して、有識者による講演（BBLミーティング）を随時開催。

広報・広聴①

国民に対する幅広い情報提供を行い、中高生を含めた幅広い国民各層の競争政策に対する理解の増進に努めている。

○主な広報活動

(1) 事務総長定例記者会見

公正取引委員会の具体的な活動内容や実施している施策等について広く国民に説明するため、事務総長による定例記者会見を毎週水曜日に開催。

(2) 新聞発表

独占禁止法等違反事件に対する法的措置、企業結合等の審査・相談事例、独占禁止法を始めとする関係法令に係る各種ガイドライン、実態調査報告書等の内容について、幅広く発表。

令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度（４月～９月）
３３１回	３６４回	３３８回	１６０回

(3) 一般消費者・学生向け広報活動

ア 独占禁止法教室

将来を担う中・高・大学生等が、身近な消費生活を中心に経済活動の意義について理解することができるよう、経済の基本ルールである独占禁止法の役割について学んでもらうため、公正取引委員会の職員を学校の授業に講師として派遣し独占禁止法教室を開催。

	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度（４月～９月）
中学生	５４回	５０回	４２回	９回
高校生	３６回	４６回	３９回	９回
大学生等	１４３回	１４３回	１２３回	５９回
計	２３３回	２３９回	２０４回	７７回

イ 消費者セミナー

独占禁止法の内容や公正取引委員会の活動について、消費者により一層の理解を深めてもらうため、公正取引委員会の職員を消費者団体等の勉強会等に派遣、又は公正取引委員会が主催して地域の消費者を対象に実施。令和８年度（４月～９月）は全国で２１回実施。

ウ 一日公正取引委員会

例年、本局及び地方事務所等の所在地以外の都市における独占禁止法等の普及啓発活動や相談対応の一層の充実を図るため、独占禁止法講演会、取適法説明会、フリーランス・事業者間取引適正化等法説明会、スマホソフトウェア競争促進法説明会、入札談合等関与行為防止法研修会、消費者セミナー、独占禁止法教室、報道関係者との懇談会、相談コーナー等を開催地のニーズを踏まえるなどしてプログラムを組み、１か所の会場で開催。

令和８年度は北海道帯広市、青森市、新潟市、岐阜市、京都市、山口県下関市、高知市、熊本市で計８回開催予定。

(4) その他の広報活動

➢公正取引委員会YouTubeチャンネルによる情報発信

- 独占禁止法・公正取引委員会を分かりやすく紹介する動画「公正かつ自由な競争を目指して」をはじめとする各種の解説動画を配信。
- 公正取引委員会の施策について、広報担当者が担当管理職等にインタビューを行う形式の動画を配信。
- 独占禁止法・公正取引委員会により親しみを持ってもらえるよう「どっきんのペーパークラフト」の公開１周年企画として「公取委広報担当がどっきん作ってみた！」ショート動画を配信。

➢ソーシャルメディア（Ｘ及びFacebook）による情報発信

（令和８年９月末のＸのフォロワー数　１００，４１０名）

- 独占禁止法違反事件や取適法違反事件等の公表時に概要を分かりやすく説明した「どっきんの事件ポイントざっくり解説」を投稿。
 企業結合審査結果の公表時も「企業結合、ここに注目！」を投稿。

➢パンフレット、ウェブサイトの提供

- 独占禁止法、取適法等の広報用パンフレットの配布。
- ウェブサイトによる種々の情報提供。

➢一般消費者向け・子供向けコンテンツ

- 「どっきん」のペーパークラフトを配布。



ペーパークラフト組立後

広報・広聴②

国民各層から独占禁止法等の運用や競争政策の運営に係る意見・要望を聴取する活動を通じて、競争政策に対するより一層の理解の増進を図る。

○主な広聴活動（国民各層からの意見・要望の聴取）

(1) 独占禁止懇話会

経済社会の変化に即応して競争政策を有効かつ適切に推進するため、公正取引委員会が学識経験者、消費者団体、産業界、中小企業団体等広く各界の有識者と意見交換をし、併せて競争政策の一層の理解を求めることを目的として実施。

令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度（４月～９月）
３回	３回	３回	１回

(2) 地方有識者との懇談会

全国各地域において、公正取引委員会の活動内容や競争政策についてより一層の理解を求めるとともに、幅広く意見及び要望を把握し、今後の競争政策の有効かつ適切な推進を図ることを目的として、経済団体、消費者団体、学識経験者、報道関係者等の有識者と公正取引委員会の委員等との懇談会を実施。

このほか、地方事務所長等の事務総局職員と有識者との懇談会を実施。

令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度（４月～９月）
１０２回	１０７回	１００回	５３回

(3) 独占禁止政策協力委員制度

平成11年度から、全国各地域の経済実態等に通じた有識者から、独占禁止法等の運用や競争政策の運営に係る意見・要望を頂くことにより、経済実態に即した競争政策の運営に資することを目的として独占禁止政策協力委員制度を設置。全国で約150名の経済関係者、学識経験者、消費者代表、報道機関関係者等に独占禁止政策協力委員を委嘱。同委員から聴取した意見・要望は、主な意見として取りまとめ、公表。

(4) 弁護士会との懇談会

全国各地における弁護士会と公正取引委員会の委員等との意見交換・懇談会を開催し、独占禁止法等に対する公正取引委員会の活動の周知及び理解を図るとともに、独占禁止法等に関する相談・情報収集体制をより強化することを目的として実施。

令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度（４月～９月）
１７回	１８回	１５回	４回

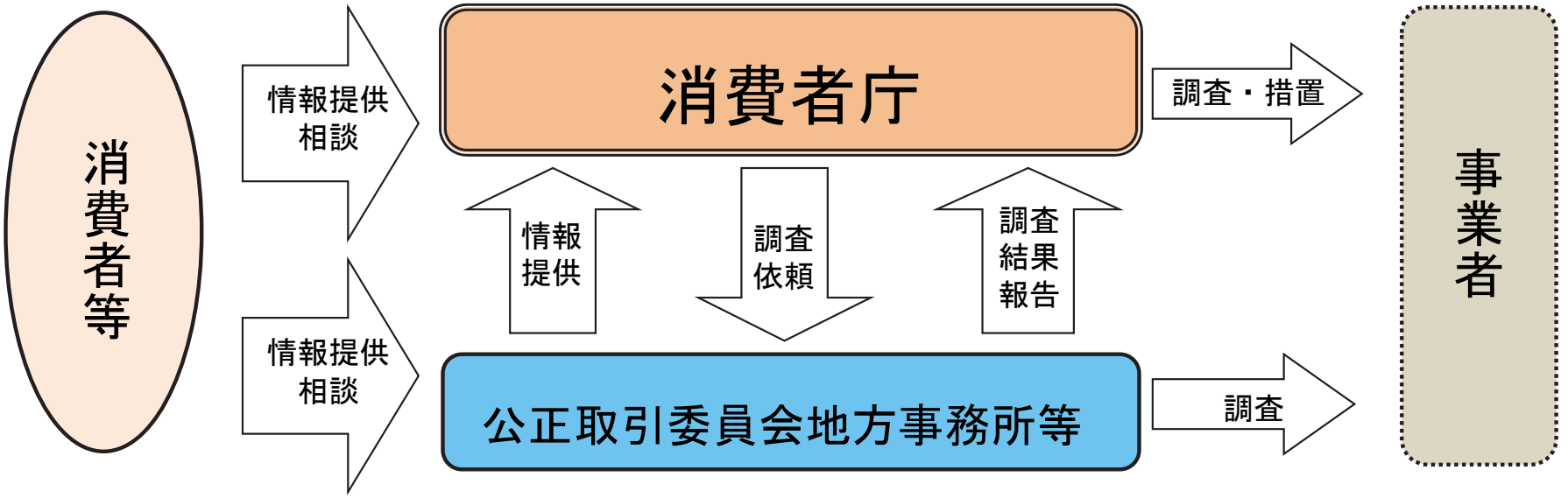
(5) 事業者の工場等への訪問及び懇談会

令和８年度（４月～９月）においては、現場の事業者の声に耳を傾ける広聴活動という観点から、公正取引委員会の委員等が事業者の工場等を訪問し、経営環境や業界を取り巻く経済、社会状況等について、懇談する取組を８回実施。

6 景品表示法に関する取組

公正取引委員会 Japan Fair Trade Commission

公正取引委員会が所管していた景品表示法は、平成２１年９月１日をもって、消費者庁に移管された。
景品表示法移管後においても、公正取引委員会は、消費者庁長官から景品表示法違反被疑事件に係る調査権限の委任を受け、地方事務所等において、消費者庁との協力の下、景品表示法違反被疑事件の調査業務及び同法違反の疑いに関する情報の受付業務を行うとともに、同法に関する相談業務等を行っている。



景品表示法違反被疑事件の処理状況

令和７年度において、消費者庁が措置命令又は確約計画の認定を行った21件のうち、公正取引委員会及び消費者庁による調査の結果を踏まえたものは５件である（全て措置命令）。
また、令和７年度において、消費者庁が課徴金納付命令を行った10件のうち、公正取引委員会及び消費者庁による調査の結果を踏まえたものは５件（1億4472万円）である。

公正取引委員会が調査に関わった景品表示法違反被疑事件の処理状況

年度	措置命令及び確約計画の認定	課徴金納付命令	指導
令和５年度	５（４４）	３（１２）	２０（　８５）
令和６年度	５（２６）	２（７）	１２（３３９）
令和７年度	５（２１）	５（１０）	２２（３８８）

（注）　括弧内の数値は、消費者庁の行った措置件数の総数である。

公正取引委員会が調査に関わった措置命令案件（令和７年度）

- 株式会社ジャパネットたかたに対する件（令和７年９月１２日措置命令）（九州事務所）
- 株式会社創建に対する件（令和７年９月２２日措置命令）（近畿中国四国事務所）
- 株式会社テレビ新広島に対する件（令和７年１０月１５日措置命令）（中国支所）
- 株式会社アイリスプラザ及び株式会社ダイユーエイトに対する件（令和７年１１月５日措置命令）（東北事務所）

詳細はこちら

相談・届出・申告の窓口

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

◆相談・届出の窓口

相談・届出	本局	地方事務所・支所
独占禁止法についての一般的な相談	官房総務課	総務課
持株会社等・株式取得・合併等の届出・相談	企業結合課	経済取引指導官・総務課
中小企業等協同組合の届出	取引調査室	
事業者・事業者団体が自ら行おうとする商品・役務の取引等に係る具体的な事業活動についての相談	相談指導室	
グリーン事前相談窓口	相談指導室	—
優越的地位の濫用の考え方についての相談	企業取引課	取引課
取適法の考え方についての相談窓口	企業取引課	取引適正化調査課
フリーランス・事業者間取引適正化等法の考え方についての相談	フリーランス取引適正化室	フリーランス課
スマホソフトウェア競争促進法についての相談	官房参事官（デジタル担当）付	—
不当なしわ寄せに関する取適法の相談窓口	0120-060-110 【受付時間】10時～17時（土日祝日・年末年始を除く。）	

◆申告・情報提供の窓口

公正取引委員会では、電話によるほか、公正取引委員会ウェブサイトでも違反被疑事実等の申告・情報提供を受け付けています。
（https://www.jftc.go.jp/soudan/）

申告・情報提供	本局	地方事務所・支所
独占禁止法違反被疑事実についての申告 （不当廉売又は差別対価についての申告）	情報管理室 （公正競争監視室）	第一審査課・審査課
取適法違反被疑事実についての申告	取引適正化検査管理官	第一取引適正化調査課・取引適正化調査課
フリーランス・事業者間取引適正化等法違反被疑事実についての申出	第四上席取引適正化検査官	フリーランス課
農業に係る情報提供	専用窓口：03-3581-3387	第一審査課・審査課
電力・ガスに係る情報提供	専用窓口：03-3581-1760	—
ＩＴ・デジタル関連に係る情報提供	専用窓口：03-3581-5492	—
買いたたきなどの違反行為が疑われる親事業者に関する情報提供【匿名での情報提供が可能】	情報提供フォーム （https://www.jftc.go.jp/soudan/jyohoteikyo/kaitataki.html）	
労務費の転嫁に関する情報提供 【匿名での情報提供が可能】	情報提供フォーム （https://www.jftc.go.jp/soudan/jyohoteikyo/romuhitenka.html）	
フードサプライチェーンにおける取引・商慣行に関する情報提供【匿名での情報提供が可能】	情報提供フォーム （https://www.jftc.go.jp/soudan/jyohoteikyo/foodsupplychain.html）	
デジタル分野における市場の実態やデジタルプラットフォーム事業者との取引状況等についての情報提供	情報提供フォーム （https://www.jftc.go.jp/soudan/jyohoteikyo/digital_platformer.html）	
スマホソフトウェア競争促進法に関する情報募集	情報提供窓口フォーム （https://www.jftc.go.jp/soudan/jyohoteikyo/smartphone_software.html）	
企業結合に係る情報提供【匿名での情報提供が可能】	情報提供窓口フォーム （https://www.jftc.go.jp/soudan/jyohoteikyo/kigyoketsugo.html）	

◆課徴金減免申請の窓口

課徴金減免申請に係る事前相談	課徴金減免管理官：03-3581-2100（直通）【受付時間】9時30分～18時15分

このほか、各地方事務所等では、景品表示法についての相談及び同法違反被疑事実についての情報提供も受け付けています。

公正取引委員会事務総局（本局）
〒105-0001　東京都港区虎ノ門2-2-3　虎ノ門アルセアタワー
TEL 03(3581)5471(代)　FAX 03(3581)1963

北海道事務所
〒060-0042　札幌市中央区大通西12丁目　札幌第3合同庁舎
TEL 011(231)6300　FAX 011(261)1719

東北事務所
〒980-0014　仙台市青葉区本町3-2-23　仙台第2合同庁舎
TEL 022(225)7095　FAX 022(261)3548

中部事務所
〒460-0001　名古屋市中区三の丸2-5-1　名古屋合同庁舎第2号館
TEL 052(961)9421　FAX 052(971)5003

近畿中国四国事務所
〒540-0008　大阪市中央区大手前4-1-76　大阪合同庁舎第4号館
TEL 06(6941)2173　FAX 06(6943)7214

中国支所
〒730-0012　広島市中区上八丁堀6-30　広島合同庁舎第4号館
TEL 082(228)1501　FAX 082(223)3123

四国支所
〒760-0019　高松市サンポート3-33　高松サンポート合同庁舎南館
TEL 087(811)1750　FAX 087(811)1761

九州事務所
〒812-0013　福岡市博多区博多駅東2-10-7　福岡第2合同庁舎別館
TEL 092(431)5881　FAX 092(474)5465

内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引課
〒900-0006　那覇市おもろまち2-1-1　那覇第2地方合同庁舎第2号館
TEL 098(866)0049　FAX 098(860)1110

相談・申告・情報提供・手続等窓口の詳細はこちら